



連続フォーラム

「チョゴリときもの」 No. 23

参政権を考える

## はじめに

小倉 紀蔵 京都大学大学院 人間・環境学研究所 教授

わたしたちは在日の問題に関して、ほんとうにいろいろな意見を聞きたい。特定の立場の人たちの意見だけが、あたかも「全体」であるかのように扱われていることには強い違和感があるし、結局はそういう「偏り」が「全体」を支配してしまうことが、「ほかの考え」を持つ人たちからの反感を招くのではないだろうか。そういう反感の結果、反感を受けた側の意見が「正しくない」とされてしまう悲劇もまた、生じてしまう。

このような考えを持っているわたしは、今回の「チヨゴリときもの」では、「特別に異質な声」の持ち主に登場していただくことにした。鄭大均さんである。彼は、「朝鮮半島に帰属意識がない在日が日本社会で韓国国籍、朝鮮籍を持ち続けて暮らしているのは意味がない。みんな日本国籍を取得して、韓国系日本人、朝鮮系日本人として日本社会のフルメンバーになればよい」という考えの持ち主である。この考えはオーソドクスな運動論的な「在日論」からは離れすぎている。したがって鄭大均さんは在日社会からも日本の左翼からもきわめて強く批判されつづけてきた。だが、この20年、30年のあいだ

に実際に在日社会に起きたことは、まさに鄭大均さんがいい続けてきたことそのままの実現であった。このことをどう評価するのか。わたしとしては、そこが最大の関心事なのだった。もともと鄭大均さんにいわせれば、「自分の考えは全然突出していない。ごくふつうの在日の意識を述べただけ。そういう一般的な在日の考えを全然取り上げてこなかったメディアや日本社会がいけない」ということになる。

もうひとりの登場人物は金光敏さんである。立場は鄭大均さんとまったく逆で、韓国国籍のまま、地方参政権も得て、この日本社会をよりよくするために活躍する人たちがもともと増えなければ、という考えである。この考えも大いに首肯できる。金光敏さんは実際に地元で多文化共生のための実践を長い間地道に果敢にやってこられた方なので、大変に説得力がある。行政のやり方への意見（単なる不満ではなくよりよい対案の提示）や社会をどうつくっていくかに対する彼の実践は、日本社会が築いた貴重な財産である。メインストリームの側では決して勘づくことのできない新鮮な「気づき」と忍耐強い「創造性」が、そこにはある。

こうして見てみると、鄭大均さんと金光敏さんは、国籍の問題に関しては尖锐な対立をしているのだが、「在日が日本社会をよりよくするためにもともと活躍できるし、活躍している」という点は、同じなのだ。

日本社会を構築しているのはいわゆる「日本人」だけではないし、日本社会をよりよくしようという人の出身がどこであろうとそんなことは関係がないであろう。ただ、おそらく、オールドカマーの在日が日本に暮らしはじめてもうずいぶんと長い時間が経った、ということだけは事実であろう。そのことを端的に示す事例を、最近耳にした。大阪のある地区で起きた出来事だ。そこに暮らす東南アジア某国の若者たちが町のルールを守らずに、町の住人に迷惑を与えている。そこでその地区の人びとが、外国の若者たちに、「ここは日本なのだから日本の文化を守れ」といったという。そしてこの言葉をいったのが在日だったそうだ。

おもしろい事例だといえるだろう。東南アジア某国の若者たちと、住民の在日とが、摩擦を繰り返すかもしれない。そして在日のいう「日本の文化」なるものが、東南アジアの若者たちにとっては理不尽に思えるかもしれない。摩擦と交流の過程で、「日本の文化」は変形し、もっとよいものに変わっていくかもしれない。

文化は時々刻々変わるし、国家も時々刻々変わる。少なくともオールドカマーの在日は、すでにその変化を守る側にも変える側にも充分に深く広く食い込んで、「日本」をつくっていく重要な部分に位置しているのである。

連続フォーラム

「チヨゴリとききもの」No.23

参政権を考える

第1回

在日はいつまでも外国人でいいのか？

第1部 講演会

.....

5

第2部 対談

.....

23

目次

第2回

多文化共生とまちづくり——住民自治の視点に立って

第1部 講演会

.....

45

第2部 対談

.....

73

シリーズ  
II

連続フォーラム「チョゴリときもの」No.23

参政権 第1回

在日はいつまでも外国人でいいのか？

第1部 講演会

日時

● 2016年3月11日(金)

場所

● k o k o k a 京都市国際交流会館

進行

● 小倉紀蔵氏 京都大学大学院 人間・環境学研究所 教授

講師

● 鄭大均(テイ・タイキン)氏 首都大学東京特任教授

※所属や役職等は、フォーラム開催時のものです。

司会 ● 定刻になりましたので、ただいまより、「チヨゴリときもの」第23回を開催いたします。

本日3月11日は、東日本大震災から5年目にあたります。東北地方太平洋沖地震が発生した時刻も、ほぼ同じころです。講演会に先立ちまして、犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。それでは、皆さまご起立願います。黙祷(一分間黙祷)——どうぞお直りください。

このフォーラムは、21回を期に「シリーズⅡ」として再スタートを切りました。20年の時間の経過は、社会状況や在日コリアンの生き方にいろいろな変化をもたらします。「在日コリアン」という集合体ではなく、一人ひとり異なる個人としてのご意見を伺い、聞く側もいっしょに考えることにより、イメージではない、より多様な在日コリアンの現実や、さまざまな選択を理解することに拡がってゆくことを願っての取り組みです。

今回はシリーズⅡの3回目です。「名前」、「国籍」に続き、「参政権」をテーマに取り上げました。いずれも互いに深く関係しているものですが、今回は2日間にわたり講演会形式で、特別永住者の参政権についてお話を伺います。

本日の第1部は約1時間の講演会です。休憩をはさみ、第2部では皆さまからの質問等を受けて、議論を続けます。

本日の講師、鄭大均(テイ・タイキン)様は、1948年に岩手県にお生まれの韓国系日本人です。立教大学、UCLAで学ばれ、1981年から95年までの14年間、韓国の啓明大学校外国学大学等で教鞭をとられました。1995年からは東京都立大学人文学部、次いで首都大学東京都市教養学部で教鞭をとられ、3月末ま

で特任教授を務められます。専攻は日韓関係論、在日外国人論などです。『韓国のイメージ』、『日本のイメージ』、『在日の耐えられない軽さ』（いずれも中公新書）、『在日・強制連行の神話』（文春新書）などたくさんのご著書があります。

さて、京都は1978（昭和53）年に「世界文化自由都市宣言」を発し、その11年後にこの協会が設立されました。宣言文にも誼われていますように、京都は、文化的にもリベラルな都市としてあり続けたいというのが協会の願いです。文化は、音楽や芸術などの創作活動ばかりではなく、食や言語、風習など、広い意味での人びとの営みの積み重ねでもあり、生き方そのものでもあります。

本日の講師をお願いしています鄭大均様は、日本以外の国で長期間暮らされた経験が御座います。そのようなご経験の一端が、これまで多くの選択につながったのか、そうでなかったかなども含め、予断を持たずに、皆さまとごいっしょにお話を伺い、考えてみたいと思います。

本日の進行役は、京都大学小倉紀蔵教授です。それではよろしくお願いいたします。

鄭●鄭大均と申します。よろしく願います。

在日コリアンの参政権について、2002年ころには何度か公の場でお話する機会があったのですが、その後は、そういう機会があまりありませんでした。今回、久しぶりにお話しするということ、以前何を言っていたのか少し調べてみたのですが、まだ使えるものがあることに気がつきました。今日お話しすることは3つありますが、うち2つは、むかし話していたようなことです。



## なぜ日本国籍をとらないのか

私は在日韓国人、朝鮮人がいまだに韓国籍や朝鮮籍を維持しているのはおかしいと考えています。私は80年代の初めから14年ほどを韓国で暮らしましたが、そのころからそういうことを考え、発表もしてきました。今日お話しすることは、そのころから考えていたことです。

在日が参政権を要求するのは、ある意味当然のことです。しかし、それをいうなら、まず日本国籍を取得すべしと考えます。お断りしておきますが、ここでいう在日とは、今日「特別永住者」と呼ばれる人々を指すもので、ニューカマーは含みません。大部分は日本語を母語にし、東京を中心にして世界を眺めている人々で、韓国・朝鮮籍を持っていても、本国への帰属意識に欠けるとともに、外国人登録証明書を持っている人も外国人意識にも欠けるような人々です。彼らは本国との間の運命共同性を失っている人々であり、そのような人々が必要としているのは、外国籍のままでの参政権というよりは、日本国籍を取得した上での参政権であると思います。

この「本国」という言い方は耳慣れないかもしれませんが。韓国籍を持っている在日が日本の外に出るときパスポートが必要ですね。そのパスポートを発行してくれるのが本国です。韓国外務省が発行するパスポートを持って、在日韓国人は日本を出国し韓国という国にも行きます、韓国籍を持っている在日は、法的には韓国に帰属しているわけです。韓国籍を持っているのですから、基本的には韓国に居住権もあるし、選挙権もあるわけです。

しかし、さきほど言いましたように、彼らは韓国・朝鮮籍を持っていても母国への帰属意識に欠けるし、外国人登録証明書を持っていても外国人意識に欠けている。

そういう人々は日本国籍をとって、日本人として生きてゆけばよい。日本のフルメンバーとして生きていけばよいのだというのが私の考えです。

それが一つ目の話です。

### 永住者への参政権付与は、外国政府からの干渉を高めるだけ

1952年のサンフランシスコ講和会議の後、在日に国籍選択権が与えられなかったことは遺憾なことだと思えます。しかしそれを批判する人がいますが、それをいうなら、当時の在日の団体や母国がそれを拒否したという経緯を忘れるわけにはいきません。在日の中には日本政府を批判することによって、在日アイデンティティの感覚に至るといふ人がいますが、そんなみつもない癖は捨ててしまった方がいい。

ところでいま、仮に日本政府が在日に国籍選択権を与えろといったら、在日はどのように反応するでしょうか。いろいろな反対運動はあると思いますが、私の考えでは最終的には、ほとんどの在日は日本国籍を選択すると思います。その根拠をこれからお話しします。



在日の第一世代は、基本的には大日本帝国の時代に半島から移住してきた人たちです。パスポートを持って、ビザを取得して日本にきた人々ではない。日本統治の時代の朝鮮で、一世たちがどのような暮らしをしていたのかは今やなぞですが当時の朝鮮南部に住む青年たちにとって、日本はライフチャンスの地であったはずで、一世は典型的には1930年代に一旗揚げのために日本にやってきたわけです。

そういう人びとの子孫が今現在、特別永住者として、つまり在留資格なしに日本に居住しているわけです。特別永住者というのは文字通り特別な永住者で、これはほとんど内国民待遇です。そしてそういう特別永住者に参政権を与えようというのは特別永住者に対する配慮から出てきているのでしようが、参政権まで与えられたら、在日はさらに分かりにくい存在になってしまいます。在日特権批判だって、もっと活発になるでしょう。

外国人参政権論議には、特別永住者にくわえて、一般永住者にも外国人参政権を与えよという考えがあります。みなさんのなかにも、そう考えられる方がいらっしやると思います。しか

し、これは特別永住者に対する参政権付与に比べても、一層抵抗は大きいでしょう。一般永住者に中国人も韓国人もいますが、彼らに参政権を与えることは、国内政治に対する外国政府からの干渉を高めることにつながります。

日本にとつて韓国や中国は緊張関係にある国ですから、これは無視できる問題ではありません。一般永住者の多くはニューカマーで在日の母国との関係とは相当に違います。留学生もそうですが、インターネットや携帯電話の発達した現代の移住者は、かつて船に乗って外国に移民した人たちとは違って、携帯電話で母国の友人や家族とつながっています。日本で病気になったときに、どう対処をすればよいかを、母国の友人にたずねたりもします。

これは昔は想像もできなかった風景です。かつては、外国への移民はコスモポリタンを生む契機となりましたが、現在は、むしろナシヨナリストを生みだしています。外国人参政権について考えるときには、そういう新しい風景も踏まえて考えなければなりません。これが二つ目の話です。

### 統計資料からよみとく「在日の未来」

三つ目の話は、未来の話です。2015年末現在、特別永住者は約35万人といわれていますが、2050年までにほぼ消滅すると思います。根拠になる資料をご覧ください。在日本大韓民国民団(民団)のホー

ムページにある「年代別自然増加・実質増加」の資料です。縦の軸は、1952年度からはじまって2011年度までです。横軸には、誕生、死亡、増加、帰化者、実質増加の欄があります。

これとは別に、日本の法務省が発表する「在留外国人統計」というものがあります。特別永住者や一般永住者のほかに、留学生として日本にいる人、あるいはビジネスマンとして日本で仕事をしている人も含め、日本に3か月以上滞在する人たちの統計です。韓国籍・朝鮮籍を持つ在留外国人の数がピークだったのは1991年から1992年ころで、70万人ちかい数字でした。それがいまは50万人台の半ばをさまわっています。おそらくその7割弱が、いわゆる特別永住者で占められると思います。

この「年代別自然増加・実質増加」の資料は、特別永住者だけでなく、韓国籍や朝鮮籍を持つ留学生も含むものですが、おもしろいことがわかります。たとえば

#### 年代別自然増加・実質増加

年度	誕生	死亡	増加	帰化者	実質増加
1952				232	
1953				1,326	
1954				2,435	
1955	14,424	3,565	10,859	2,434	8,425
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
1980	9,907	3,173	6,734	5,987	747
1981	9,295	3,332	5,963	6,829	-866
1982	9,370	3,319	6,051	6,521	-470
1983	9,467	3,299	6,168	5,532	636
1984	9,363	3,383	5,980	4,608	1,372
1985	4,838	3,417	1,421	5,040	-3,619
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
1991	5,121	3,992	1,129	5,665	-4,536
1992	4,624	4,360	264	7,244	-6,980
1993	4,233	4,268	-35	7,697	-7,732
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2011	1,222	4,894	-3,672	5,656	-9,328

←実質増加がはじめてマイナスに

←父系主血統義から父母両系血統主義へ

←韓国・朝鮮籍人口のピーク

←死亡者数が誕生者数を上まわる

出典：在日本大韓国民団ホームページ (<https://www.mindan.org/shokai/toukei.html>)

「誕生」の欄をみますと、1万4千人くらいからはじまって、1984年までは1万人前後を維持しています。しかし1985年にそれが突然半減します。これはなぜでしょうか。1985年に国籍法が改正され、父系血統主義から父母両系血統主義に変わったからで、父親か母親かのどちらかが日本国籍であれば、子どもも自動的に日本国籍を取得することができます。手続きをすれば、韓国籍や朝鮮籍を維持することもできますが、そういう例は多くないということでしょう。国籍法が父母両系血統主義になって誕生数が半減し、その後多少の増減はありますが、基本的には誕生数はコンスタントに減り続けています。この表は、2011年の1千2000人台で終わっていますが、いまはおそらく3桁台になっているのではないのでしょうか。

2011年の誕生数は1千222人です。このうち両親が特別永住者である人がどれくらいいるのかはわかりませんがこの数字にはニューカマーの数字、たとえば、留学生として日本の大学に入学し、そこで知りあった同じ国の留学生同士で結婚して生まれたお子さんの数字も含まれています。

「死亡」欄は、1955年以降、それほど大きな変化はありません。ただし、「誕生」との関係でいえば、1992年から1993年あたりを境に、死亡者数が誕生者数を上まわり、以後その状況が持続しています。現在の特別永住者の正確な人口はわかりませんが、2011年の韓国・朝鮮籍人口は54万5千人くらいです。年齢別構成をみると、在日の場合も、日本でいう「団塊の世代」の割合が多い。私は67歳ですから、あと20年くらいの命でしょうか。このベビーブーマー世代がこの世を去るころには死亡者の数は増えるでしょう。

総務省の「在留外国人統計」によると、韓国・朝鮮籍人口のピークは1991年、69万くらいです

が、2015年末の推定では50万です。このうち特別永住者数は、1992年は約58万5千人でしたが、2015年末は35万人くらいだと思います。1年に約1万人ずつ減っていることになりました。減少の背景には、「誕生」を上まわる「死亡」の数に加えて、「帰化者」数が関わっています。帰化者は、2000年代のはじめごろまではコンスタントに増えていて、1万人くらいいました。この数字にも、特別永住者だけではなく、韓国籍・朝鮮籍の者が含まれるもので、帰化者には日本人と結婚した者が多いようです。ところが、この帰化者数も最近では減少しています。

かつて「帰化1万人時代」などといわれた時期がありました。2011年の数字はその半分くらいです。この背景には、若年層人口の減少があります。1990年代の数字ですが、帰化者は20代から40代、いちばん多かったのが30代という調査があります。30代といったら結婚をして子供が誕生するところでしょうか。それが帰化の中核世代であるとすると、近年は、20代、30代人口が減少していますから、帰化者数も減少することになります。人口の多い、上の世代が帰化すれば、帰化者は増えるのでしょうが、たとえば団塊の世代は帰化をしても、人生が大きく変わるわけではありませんね。そうすると面倒くさいので帰化はしないということになります。

在日の婚姻数の9割近くが日本人とのそれであるというのも重要です。日本人との間に生まれたお子さんは日本籍を取得できます。二重国籍にしておくこともできます。22歳までにどちらかの国籍を選択しなければいけないのですが、韓国籍・朝鮮籍を維持しようとする人は多くありません。それが興味深いところです。「在日に国籍選択権が与えられたら、おそらく日本の国籍を選択するだろう」といった根拠は、ここに

あります。

在日の人たちは、自分の子どもや孫がおそらく日本人と結婚するだろうという予感のなかで生きているのだと思います。そして、ほぼ9割は実際にそうなります。帰化者数が劇的に減ることはないでしょうが、近年はやや減少しているといえます。

民団資料のいちばん右の欄は「実質増加」です。最初にマイナスになったのは国籍法の改正前の1981年です。1983年にはプラスに戻りましたが、1985年にマイナスに転じてからは、ふたたびプラスにはなっていないません。

35年後の2050年までに在日は消滅するだろうと申しました。在日とは特別永住者のことで、彼らは確かに特別な人たちですが、それでも100才を超えて生きる人は稀でしょう。われわれもいつかはこの世を去るわけです。しかし在日の神話を維持する手は意外に簡単かもしれません。「60万」といえば在日の人口を意味する時代が長くありました。60万とか65万といわれていた在日人口は、いまは35万に減っていて、2050年にはほぼ消えると私は思います。しかし在留外国人統計の韓国・朝鮮籍人口を見ると、昔懐かしい在日60万人の数字がほぼ維持されています。ニューカマーだって在日といわれますから、このニューカマーたちが在日という特別なコノテーション（含意）を持つ名前を名乗りながら、「日帝の犠牲者」である「在日神話」を維持する可能性もあるということです。

「在日が2050年までに消えてなくなる」などと言った人はいないと思います。いや実はこの説はウィリアム・ウエザロールという友人と私の合作のようなものですが、公にするのは今日がはじめてです。私が



敬愛する小倉先生のおかげで、こうしてみなさんの前でお話ができて、今はすっかりした気分です。

## 「日本国籍」を取得し、「フルメンバー」として生きる選択

小倉 ● ありがとうございます。

第1部の終了予定の15時まであと20分くらいあります。鄭先生のお話に出てきた論点や、お話しきれなかった部分もあるでしょうから、私が質問をするかたちで進めさせていただきます。そのあと、休憩時間をはさんで、第2部は討論、質疑応答の時間にします。

お手もたにお配りしました資料の下の空欄に、ご質問やご意見をぜひお書きください。休憩時間に私が整理して、第2部ではできるだけ全員ぶんの意見を先生にぶつけてみて、議論したいと思います。

鄭先生は、公に話すのははじめてだとおっしゃいましたが、書籍など、いろいろな文章としてはお書きになっています。ふだんお書きになっている在日論の骨子を40分くらいにまとめてお話しただきました。

今日は、ぜひとも鄭先生の突出した意見を聞きたい、議論したいという方がいらつしやると思います。私どもがこのシリーズで鄭先生をお招きしたのも、そういう思いがあるからです。在日論をめぐって、いろいろな立場の人がいます。それぞれが重要で、特定の立場の人の意見だけが重要というのは、やはり問題があるでしょう。先生の論は、極端という失礼ですが、われわれがふだん耳にしている在日論とはだいぶ違って、



かなりストレートな論です。鄭先生とながくお付き合いをさせていただいてありますが、在日論だけでなく、韓国のナシヨナリズム批判など、そういうテーマについても、とてもストレートな論を展開されています。

今日は、統計の数字を根拠に説明していただきました。鄭先生は人文系の学者で、これまでに書かれた資料などを綿密に点検して論を構築してゆくタイプです。この鄭さんの意見に反対の人も、文句を言うのは簡単ですが、鄭大均論を打ち崩すのは、なかなか難しいと思います。そういう意味で、たいへん貴重な方です。

あらためてこれまでのお話を整理すると、鄭先生の論はとても単純です。在日は遠い将来いなくなる。そして、「本国」ということばをつかわれましたが、朝鮮半島の南部、北部にかかわらず、「本国」に帰属意識を持たない在日が多くなっている。その人たちが国籍に固執するのはおかしいのではないかとということです。

鄭先生は「フルメンバー」ということばをつかわれますが、日本国籍をとって、日本社会のフルメンバーとして活躍したらどうか、コリア系日本人になるのも一つの手ではないかという意見です。日本の右翼とはちがいますから、「ルーツを消せ」というような暴力的なことをおっしゃっているわけではありません。韓国系日本人、朝鮮系日本人の「系」が重要です。先生ご自身も「鄭大均」という名前で、日本社会で活躍されています。この名前をご覧になって、そのルーツがいわゆる古い意味での日本民族にあると思う人はいないでしょう。日本国籍をとって、自分たちのルーツ、母国のことばはたいせつにし、日本への文化的なアイ

デンティティをもちながら、日本社会のフルメンバーとして、国政や地方での参政権も行使するのがふつうではないかという考え方です。

こうしてあらためて論点を整理してみると、大きな問題だと感じない方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、じつはこの論は、どちらの陣営からも叩かれる論なのです。この論に与する在日の人たちは、かつてはほとんどいませんでした。いまも少ないと思います。しかし、さきほどデータを根拠にご説明くださったように、実態は、鄭先生が20年まえに唱えたとおりになっています。つまり、日本国籍取得者が多くなっているのです。

このことをどうとらえるのか。できるだけ冷静に考えてみたいと思います。

重要なのは参政権と国籍の問題です。参政権については、あまり言及されませんでした。外国で「外国人参政権」が認められているのは、すべて地方参政権にかぎられます。つまり国政ではありません。オランダをはじめとするさまざまな国で先進的な取り組みがなされ、「外国人も参政権を持っている」と報道がされますが、これは地方参政権にかぎってのことです。

参政権を議論する場合、国政なのか地方なのか重要ですが、在日のオールドカマー、特別永住者の参政権が議論されるときは、すべて地方参政権についてです。それが付与されたとしても、国政には基本的に参加できません。しかも、これは韓国籍を持っている人に関する議論で、朝鮮籍の人たちはそもそも、日本の参政権が付与されることを拒否しています。韓国籍の方が地方参政権だけをとることがよいのか、それとも日本国籍をとって、国政はもちろん被選挙権も含めて、完全な日本国籍者としてふるまうのがよいので

しょうか。

## 在日運動をめぐる二つのうねり——民団と総連の主張

小倉 ● 私のまわりには在日の人が多いので、国籍の問題についてリアルに見聞きます。日本国籍をとる人が増えているのは事実です。しかし、資料の「帰化者」の欄に並んでいるのはたんなる数字ではありません。たとえば、1998年の金大中さんの訪日以前に帰化された方は、一人ひとりそれぞれにたいへん苦しい思いをされました。同胞社会で「裏切り者」よばわりされる経験を経て、日本国籍を取得した人は多いと思います。日本国籍を取ること、同胞社会側からは「道徳的に欠陥がある人」という烙印を押されることになる。日本社会で差別されていながら、なぜ差別する相手に寄り添ってゆくのかという批判です。

ここからが先生への質問ですが、かつて日本国籍を取得した人たちを批判したり、攻撃したりした人たちも、いずれは日本国籍をとるようになるのでしょうか。その場合、その人たちのモラルはどうなるのでしょうか。

鄭 ● それは仕方ないと思います。朝鮮総連のメンバーにとつては、祖国から解放され、組織から解放されない、人生がますます苦いものになっていく。しかし、それにいつ気づき、決断するかは、人によってまちまちなわけでしょう。帰化タブーは北系の在日組織が作ったものでしょうが、それは総連メンバーを拘束

する規範だったわけで、かつて他人に烙印を押した者が、今度は烙印を押される番になる。これはまことに苦い経験ですが、やむを得ないじゃないですか。かつて祖国や組織が輝いて見えた時代があったわけですが、しかしそれは遠い昔の話であって、北朝鮮というカルト国家はやはり尋常の国民国家ではなかったわけです。社会主義を信じたのも間違いだったし、朝鮮という国や民族なるものに信頼を置いたのも間違いだったわけです。金日成礼賛にしても、自民族礼賛にしても、あの過剰ぶりの異常性に早く気がつくべきだったのです。

小倉 ● 在日、とくに朝鮮系の人たちへの差別は、ヘイトスピーチを含めて、ピョンヤン政府とくつついていくからという批判もあるけれども、彼らの文化じたいに対する蔑視もあります。それはけっして許してはいけない。学校で自分たちのことばをしっかり習った彼らにとつては、文化といえはピョンヤンの文化になるのかもしれませんが。すくなくとも、ことばを学ぶ場所を確保するのは、政治的な結びつきというよりは日本のなかで母国の文化的なアイデンティティを保存するという意味があると思います。京都は朝鮮系の人たちがけっこう多いし、若い人たちに尋ねると、朝鮮人であることを「誇りだ」とはつきり言います。朝鮮学校のほうが同胞的なネットワークのなかにいられて居心地がよいし、日本人とは違うという意識をはつきりと持てるからよいのだという人もいます。鄭先生の意見は、そのことを否定するものではなく、ピョンヤンとの政治的なつながりはなくしたほうがよいという議論ですね。あるいは、文化のことも含めているのでしょうか。

鄭 ● 文化といっても、在日家族に伝わる食文化みたいなものは愛すべきだと思えますが、在日の集団文化は、

本国の公式文化の影響を強く受けていて、政治化しているのが気になります。それがとくに濃厚なのが総連文化でしょう。おっしゃるように、それに蔑視のまなざしを向けるのは好ましいことではない。しかしピョンヤンの文化には、過剰な指導者への賞賛とかユーフォリア（多幸福感）の感覚とかが異様ではありませんか。それに奇異の目や不信の目を注ぐというのは、ある程度はやむを得ないと思います。「朝鮮学校のほうが心的なネットワークのなかにいられて居心地がよい」という感覚はあるのでしょうか、そういう子供自身がいつか、自分の喜劇性を発見することだってあるでしょう。

小倉 ● 喜劇性ですか。これは少し議論しなくてはならない部分ですので、ここで休憩しましょう。

後半はみなさんの意見をもとに議論します。質問用紙にぜひお書きいただき、出入口でお渡しください。では、15分ほどお休みをとって、15時15分くらいから再開することにいたします。どうもありがとうございます。(了)



シリーズ  
II

連続フォーラム「チョゴリときもの」No.23

参政権 第1回

在日はいつまでも外国人でいいのか？

第2部 対談

日時

● 2016年3月11日(金)

場所

● k o k o k a 京都市国際交流会館

進行

● 小倉紀蔵氏 京都大学大学院 人間・環境学研究科教授

講師

● 鄭大均(テイ・タイキン)氏 首都大学東京特任教授

※所属や役職等は、フォーラム開催時のものです。



司会 ● お待たせしました。それでは第2部をはじめさせていただきます。予想以上にたくさんのご意見・ご質問をいただきました。小倉先生にまもっていただき、お話しいただきたいと思えます。よろしくお願います。

小倉 ● たくさんのご質問をいただきありがとうございます。時間の関係上、すべての質問にお答えできるかわかりません。内容が重複しているものもあります。申しわけないですが、ご質問の趣旨が理解しきれないところもありますので、私が代読するかたちで先生にご質問をします。

### 日本人になることは、自分を日本の風景の一部にするということ

小倉 ● 一つ目は、「在日が日本社会のフルメンバーになっても、持ち続けるべきものがあるのでしょうか。もしあるのだとすれば、それは何でしょうか」という質問です。フルメンバーになることを前提として、持ち続けるべきものは何かということです。

鄭 ● そういうものは何もないと思います。(笑) 日本人になっても、ご先祖さんが韓国からきたことを知っているから、そのご先祖さんの歴史や文化に少しの郷愁のようなものを感じとる。そういう感覚があればいいんじゃないですか。

京都で地下鉄に乗っているときに、韓国語を話す留学生を見かけたとする。そういう学生にある種の郷愁、

なつかしさを感ずる感覚があればよいと思います。

日本人になるということは、自分を日本の風景の一部にすることです。韓国籍・朝鮮籍を持つ人間はやりやすい立場にあるんじゃないでしょうか。むかしアメリカに少しいて、そのまま住み続けていたら今頃は韓国系アメリカ人ということになりますが、しかし、アメリカ人になって、アメリカの風景の一部になるよりは、日本の風景の一部になってよかったですと思います。アメリカにいたら、韓国系の社会的存在感はずっと小さい。それに比べたら、日本において韓国系日本人であることには、それなりに存在感はあるではありません。京都なんかには、半島と列島との間のいろいろなつながりを物語るものが残されている。そういう国の風景の一部になるのは難しいことはありません。

小倉 ● 可能だし、実際にしています。

鄭 ● そうです。

小倉 ● 鄭先生と私の感覚が違うと思ったのは、韓国からの留学生が地下鉄に乗って韓国語を話している姿に何を感じるかというところです。韓国から切り離された在日という、100年間に培われた在日の文化のようなものにはなつかしさを感ずるかもしれません。しかし、いまの韓国と自分とが同じだなどという感覚は、やはり薄れてこざるをえない気がします。日本で100年間かけてつくったものもたいせつだと私は思います。

鄭 ● 率直に言えば、在日がニューカマーになつかしさを感ずるのはそんなに容易ではないでしょう。私がさっき言ったことは少しきれいごとです。でも、ほらではありません。私にはある経験を通してそういう感

覚が少し身についたからです。それを身につけることができたのは、父の体験を少しばかりなぞることができたからです。といっても、ぴんときないかもしれません。

私の父が日本にやってきたのは1922年のことで、父が母に会ったのは1932年頃です。母は岩手生まれの日本人で、東京で会い、しばらく住んでいたのですが、やがて空襲を避けて1944年、母の故郷である岩手県黒沢尻町（現北上市）に疎開しています。その地で戦後、私なんかが生まれました。父はその後、1960年に韓国に帰ります。私が小学校6年のときで、私は父を嫌っていましたし、父の国についてもよく知りませんでした。しかし偶然、大学の先生にしてくれるという話があって、81年から95年までの14年間を韓国で暮らしました。最初の年は馬山にいて、82年から釜山に移ったのですが、その年の春から秋にかけてよく山に入りました。その年の10月結婚しましたので、その前の数か月、一人でよく山に入っていた時期があります。山に入ると、父に会えるような気がしました。韓国の山に入ると、私はほとんど自動的に岩手の山を思い出します。すると、そこには父の姿が浮かんで、父も実は岩手の山を見ながら、自分の故郷の山を思い出していたのではないかと思ったのです。ある日、山に入ったときには、不意に向こうから歩いてくる父の姿が見えたような気もしました。それはもちろん幻想です。でも韓国の山に入ると、父と和解したような気分になります。だから私はある時期せつせと山に入って、父のことを考えていたわけです。さきほど地下鉄で韓国からの留学生の姿をみたときの話をしましたが、そういう留学生に100年近く前に日本にやってきたときの父の姿を重ねることができるようになったのはそんな体験があるからです。それがさつきいったなつかしさの源泉です。



小倉 ●それは悪いことではないですよね。

鄭 ●はい。私は釜山の山にも北上の山にも感謝しています。

小倉 ●それでは、次のご質問です。この方は、以前はバリバリの韓国人だったようです。「他人が帰化するのを批判はしないけれども、自分は生まれたままで生きてゆこうと思っていました。最近いろいろあって、帰化して違う人生を歩もうかと考えています。参政権を得て、もっと政治に関心を持つて、そして、そのときは自分自身の出自がわかる本名で」ということです。こういう立場の方に関してはどうですか。

鄭 ●それでいいのではないですか。いまのままでもいいたら、われら20世紀の渡来人の痕跡はあらかた消えてなくなってしまうますが、それは少しもつたいない。渡来人といいましたが、大昔の渡来人だけでなく、われわれもそろそろ新しい渡来人として記憶されていいと思います。かつての渡来人が日本の風景の一部になっているように、われわれも新しい日本の風景になっていいじゃないですか。日本の風景の一部になっても、もちろんご先祖さんの地を訪問する自由はあります。

名前についても言っておきましょうか。私の本名はもう「鄭」ではありません。これはペンネームのようなものです。人名用漢字表、常用漢字表にない漢字は戸籍を作るときに使えません。帰化手続きをしたのは2003年だったと思いますが、鄭の漢字を使えないというから、仕方ないので他の苗字にしたのですが数か月後、人名用漢字表に鄭の字が加わっているのです。これはけしからんと思いました。抗議でもしたい気分にもなりましたが、やめました。「テイ」家なんかが消えてなにも惜しいことはないのです。それですよいいのです。

小倉 ● ここは鄭先生のラディカルなところですよ。この20年、30年で、現実には、鄭先生のおっしゃっていたことに近づいています。それに対する抵抗ももちろんあるでしょう。

### 「強制連行」ということばの影響力

小倉 ● 次の質問です。「在日はいつまでも外国人でよいのか」というテーマでの鄭先生のお話を聞いて『なるほど』と、つかえていたものが取れた気がしました。強制連行された人びとの根深い気持ちははかりしれないと教育された私は、『 코리아系日本人』ということばに納得しました。ルーツはたいせつで、敬いながらも暮らせるとよいと思います。これは質問ではなく感想ですが、こういう感想に反発する方もいらっしゃると思います。

鄭 ● 「強制連行された人びとの根深い気持ち」といいますが、そんなのは神話ですよ。在日一世のなかに1939年の労働動員以後日本にやってきた人はほとんどいません。強制連行という言葉を広めたのは朴慶植著『朝鮮人強制連行の記録』（1965年）という本です。これはたいへん影響力が強い本ですが、中身はいいかげんです。8割の事実を、2割の恣意でつないで構成したような本で、「実証的な研究」だなんていう人もいますが、とんでもない。日本人の加害者性と朝鮮人の被害者性を精一杯誇張した本です。

にもかかわらず、日本の加害者性や暴力性と同時に、韓国人の被害者性、犠牲者性を記して、この本ほど、日本人に朝鮮人に対する後ろめたさの感覚を植えつけることに成功した本はないです。慰安婦問題だって、あれは、「強制連行論」の応用でしょう。

朝鮮人強制連行論がおかしいなんてことは在日のインテリはみんな知っています。しかし私みたいにそれを率直には言いませんね。在日論における本音と建て前のかい離はひどいです。私はその本音を代弁している珍しい人間ということでしょう。ナイーブ派というわけです。NHKとか「朝日」とか岩波書店の「世界」に登場する在日インテリなんかとは志が違うわけです。

小倉 ● そうですね。右側の陣営は右側だけでしゃべっているし、左側の人間は左側だけでしゃべっています。これがいちばんよくないところだと私も思います。

鄭 ● 右も左も身内で集まって身内にしか通じないアジェンションをやっているのが日本でしょう。私は保守派とのつながりが多いわけですが、右側の人間というのは知的好奇心に欠けているせいか私になんかあまり関心がないのですね。左は私を無視するし、右も私にはあまり関心がない。まあ一番大きいのは、きち

んとものが語れないという自分自身の問題ですけどね。

小倉●だんだん鄭先生節が出てきました。(笑)強制連行について事実的な話をしますと、韓国で2000年代のなかごろ、盧武鉉政権のときに強制連行の被害者の大々的な調査をしました。私はその調査の中心的な人物と親しいのですが、韓国の左翼の人です。「韓国で強制連行の被害にあった人は名乗り出てください」というと、その遺族が数十万人の単位で名乗り出たのです。

いっぽうで、日本からは名乗りでてくる人がぜんぜんいないことに、彼はびっくりしていました。多くみても200人くらいしか出てこない。「これはなんなのか」と言っていました。「あなたは知っているでしょう」と私は言いました。けつきよくはそういうことだと思っています。

つまり、200という数はべつにして、強制連行によって連れてこられて日本列島に住みついた人は、けつして多くないということです。自分の意思に反して、強制的に連れてこられて労働させられた人たちです。それがいなかったという意味ではありません。日本社会に残らなかった人が多いと考えたほうがよいのではないかと思います。

ただし、こういう考え方は、アカデミズムのレベルでは、いまだに否定されています。「在日の人たちは、強制的に連れてこられて、労働させられた人たちの子孫が多い」というのが、アカデミズムにおいてもいまだに「正しい」意見と考えてよいと思います。

## 日本で暮らすほうが負担は少ない

小倉 ● 次の質問です。「鄭先生の著書にもありますが、それぞれの方がどういう経緯で日本にこられたのかという要素はとても重要だと思います。戦後の日本の偏向した教育のなかでは半島から強制的に日本に連行されて、意思に反して半島に戻ることができなかった人がほとんどであるかのような教育が行なわれているようで、現に私もつい最近までそのように考えておりました。いっぽうで、みずからのルーツに関する強いノスタルジーを共感するところであり、かつて移民として南米に渡った日本人の子孫が現在の日本人よりもっと日本人らしいという事実と符合するように思います。たしかに参政権の要求とは相いれないのは理解していますが、帰化したくないという心情はわかる気がします」。いかがでしょうか。

鄭 ● 35万人くらいの方がまだ韓国籍・朝鮮籍を維持しているでしょう。でも、帰化者の総数は同じくらいの数になります。自然増を含めると、帰化者の数のほうが多いでしょう。

帰化タブーがあるにもかかわらず、帰化者は意外と多いと考えたほうがいいんじゃないでしょうか。

小倉 ● ブラジルに渡った日本人が、日本にいる日本人よりも日本的な文化を保存しているという側面もあります。

鄭 ● そうですね。ブラジルやハワイにいる日系人のほうが古きよき日本人の文化を継承している場合があります。それに近い話になりますが、日本社会の方が、変化は緩慢なわけです。ただし在日は日本人や日本の社会や文化との相互作用を通して生活しているから、古きよき韓国文化からは当然離れていきます。一方、



韓国はというと、これはすさまじい変容ぶりです。整形手術による身体の変容もすごくて、韓国美人というのは、今や整形美人を意味するのでしょうか。そういう意味では、伝統的な韓国美人はひよっとしたら在日には生き残っているのかもしれない。しかしこの韓国社会の自己破壊のすさまじさというものは、やはり生活してみないと実感を持ちにくい。韓国社会の変容のスピードに接すると、この社会はのんびりした社会でないことがよくわかる。面白さや刺激はあるが、相当なストレスのなかで韓国人は暮らしている。その弊害も大きい。それに比べると、在日は安全で安定した暮らしをしている。そんな印象を持ちます。

小倉 ● どうもそこがね。(笑) 私の家族は在日だから、鄭先生のおっしゃることがわかるのです。しかし、ふつうの日本の方、在日と接触のない方は、在日は日本社会において差別を受けて、精神的にも物理的にも経済的にもたいへん苦しい生活をされていると思っっているでしょう。韓国で暮らすよりも日本で暮らすほうが負担が少ないというのは、納得ができないのではないかと思います。

鄭 ● 1920年代、30年代に日本にいた在日はまことに貧しくて、そういう人が集住している地域に行くと、それはもう異様な風景がありました。張赫宙ちやうかくちゆうが当時の「在日集落」を訪ねたルポルタージュが1937年の、『改造』に掲載されていますが、そんな時代の在日の生活には悲惨な印象がある。しかし、彼らの感覚からいうと、それでも故郷にいるよりはましだという感覚があったと思います。戦後帰国すべきか、とどまるべきか考えたときだって韓国で生活することの危なさを感じた人がとどまったのだと思います。日本での暮らしがつからいものなら、在日は日本を捨てますよ。日本人に比べれば日本に拘束されているわけではありま



せんから。

ただし、これも微妙で、韓国人に比べると在日の移動性は今や日本人なみになっっているような気がします。日本人がそうであるように、在日も外国に出かけるが、伝書鳩みたいに日本に戻ってくるわけです。日本での生活に不便があつたら、もつと移住者も出ると思いますが、それほど多くない印象です。日本で暮らしていると、日本の外に出て、ライフチャンスをつかもうなんていう発想も多分摘み取られてしまふ。そんな面もあると思います。

小倉 ● 鄭先生のお話は、気の持ちようというか、主観を変えるとぜんぜん違って見えてくるということだと思います。かつちりと固まったアイデンティティを乗り越えるために、自分の見方を変えてみると、ちがった風景が見える、そういうタイプの考え方に思えるのです。日本国籍に帰化する人が増えていて、鄭先生が20年まえ、30年まえから言っていたとおりになっています。数字上もそうですし、意識もそうなっていると私は思います。私たちが知っている20年、30年まえの在日の人たちのアイデンティティ論はたいへん強固なものだった。日本帝国主義、日本の抑圧にどう抵抗するかというところで形成されたものでした。

しかし、最近そういう固いアイデンティティ論を受けてつくり上げられた、まさにその中核にいるような在日二世の著名な人と、韓国でのシンポジウムでいっしょになって、こういうことをおっしゃった。「みなさん、ずるく生きよう。ずるく生きようとするのがいちばんいいんだ」と。私は驚きました。これは彼の一流のレトリックですから、「ずるい」ということはをそのまま取っていただきたくないのですが、「なんで韓

国人は自分の祖国に忠誠を誓って軍隊にも行くのか。われわれ在日は韓国国籍を持っている、日本の特別永住権を持っている。いちばんいいのはそれに加えてアメリカの市民権を持つことだ。軍隊にも行かなくてすむ。権利はぜんぶアメリカで、日本、韓国からももらうような立場を構築して、義務は負わない。こういう生き方がいいのです」と言っていました。

彼はすごいなと思いました。韓国人もそれに対して大拍手をしたのです。ほんとうの意味での卑怯者だったら、少しまえの時代なら、そうした反応は考えられません。だけどそうではない。ずるく生きるとは、「国だとか、そういうものに縛られて生きている人たちご苦労さん、在日のほうが自由ですよ」というメッセーじだと思います。在日の人たちの意識もだいぶ変わってきています。

### 日本国籍を取った在日は、日本社会に溶解する

小倉 ● 次の質問です。「私のまわりの在日の方はハンゲルを読めないし、書けない。韓国に帰っても生活ができないのではないか。日本で暮らすしかないのではないか」。自分のまわりの方にかんする質問です。それから、「帰化した方に対する差別は日本の社会には現実にあるのか。帰化すればとうぜん参政権は与えられるべきであるし、すべて解決すると思うけれども、帰化したことに対して、日本社会側で差別があるのか」という質問。もう一つの質問は「在日特権を許さない市民の会（在特会）の人たちが騒いでいますが、在日特

権は実際にあるのか。在日のままでいるほうが有利なことがあるのか」。いずれも現実的なお話ですね。

鄭 ● まず、韓国語ができない人が多いということですが、それはそうでしょうか。私も1981年に韓国に行きましたが、最初はほとんどできない状態でした。日本語を大学で教えました。日本語で教えていいと言われました。だから、韓国語も勉強しないまま出かけた。最初に韓国語の講習をきちんと受けていけば、もう少しましな韓国語になったと思うが、それを怠った。しかし、それでもそのときの韓国は、私にとってアメリカに次ぐ二番目の異文化体験で、多くのことを学んだ。異文化体験につきものの自分の非力というものにも気がついた。在日一世だつてそうだったし、今日のシリア難民だつてそうでしょうか、この言葉の不自由を乗り越えて生活するという経験は貴重ですね。引揚者以後の日本人にそういう体験が稀薄になっているのが気になります。

帰化した人に対する差別というのは民族差別ですね。日本ではこれまで国籍差別のことを民族差別という場合が多かった。しかし日本国籍をとっている人が差別されたというなら、それこそ民族差別を批判すればいいじゃないですか。でも、そういう例はあまり聞きませんね。

人間は、だれかを差別したくしようがないところもあるのです。日本人はその本能から遠くなっている稀有な存在ですが、韓国人には本能がきちんと残っていて、差別もよくします。なぜあんなに整形手術をするのでしょうか。差別されるのが嫌だからでしょう。整形手術しないで差別されるより、整形手術して差別する方が人生が楽しいという判断なのでしょう(笑)

在日特権のテーマは少し気が進みませんが、今、在日が法律的に享受しているものを「特権」という必要

はないでしょう。ただしたとえば、最近のNHKの番組なんか料理のクウ・ケンテツとか、マラソンの金哲彦<sup>てつひこ</sup>とか、韓国人の名前を持った人間がよく出てくるのは「これはなんだ」と思いますね。NHK、朝日新聞なんかで、在日が特権を享受しているのは事実でしょう。数週間前の「日曜美術館」に京都出身で在日作家が出て、画家李仲燮<sup>イジョンソク</sup>の解説をしていましたが、彼のような人間を使うと、視聴者に対する芸術や人間理解の奥行を狭めてしまうわけです。そのチャンピオンみたいな男が姜尚中<sup>カンサンジュン</sup>でしょう。ああいう人間を多用すると、この国はますます愚かになりますよ。NHKが多様な人間を使うのはいいことです。しかし在日といたって、姜尚中のようなイデオロギー的に偏りある人間ばかり使うじゃないですか。在特会のふるまいが正しいとは思えないが、NHKなんかは批判されておかしくないでしょう。

大学だつてそうでしょう。同志社大学や立命館大学などは、外国人をたくさん雇っていて、それで国際化したとか、多文化主義を実践している気分でしょうが、外国人といたって、リベラルな人間に偏重しているじゃないですか。日本の人文系、社会科学系教授会の構成メンバーに比べたら、日本の国会の構成メンバーのほうが健全ですね。多様性があるじゃないですか。

小倉 ● わかりました。調子が出てきましたね。(笑)

少し補足をする、帰化した人への差別があるかという質問は、「帰化したけれども、もともとは朝鮮系、韓国系ではないか」という意味で差別されることはないのか」という意味だと思っております。右翼の人たちは、在日が帰化することや日本国籍を取得することに関して二つの考えを持っています。一つは、在日という存在が少なくなるのだからよいという考え。もう一つは、在日という「しるし」がなくなつて日本人になつ

てしまうと、たとえば「鄭」や「李」や「金」という名前ではなくて、日本ふうの名前で帰化した場合はさらに、在日であることがわからなくなってしまう。日本が知らないあいだに朝鮮半島系の人たちの影響を受けてしまうのではないかと考えます。それはどうですか。

鄭 ● それはファントム、右派的幻想でしょう。日本の国籍をとった在日は基本的には日本の社会に溶解して消えてなくなります。例外はあるでしょうが、そんなものです。右派的心配はご無用ということです。

### 複雑で高圧的な、帰化申請の制度

小倉 ● ずいぶん明快ですね。次は、少しリベラルな立場からのご質問です。長い文章で書かれているのですが、簡単にまとめますと、「日本国籍をとって参政権を得るとするのは、国政と地方のすべての参政権のことでしょうか。私は在日であっても地方参政権は認められるべきであると考えます。住民の権利としてとうぜんの権利だからです」。このようなことを書かれた方が何人もおられます。在日のままで日本国籍をとらないでも、住民としてとうぜん地方参政権を持つべきだと。

鄭 ● 外国人参政権についての世論調査の結果を見ると大概、肯定的な人が多いようです。それは、ノーというよりイエスというほうが政治的に正しいからでしょう。しかしこれはよく指摘されることですが、地方政治と国政の間には明瞭に区分できないものがあります。自衛隊や原発のテーマがそれで、外国籍を持

つ者はそういうテーマが語られるときには、一歩控えるべきです。よその国の内政に干渉しないという精神です。しかし在日にそういう感覚が薄くなっているように見えるのは、グローバリズムだとか多文化主義だとか気取ったことをいう前に、外国人意識が稀薄になっているからではありませんか。外国人意識もないのに外国籍を維持していると、そういう不可解なことが起きるわけです。特別永住者の弊害です。

小倉 ● さきほどの質問の続きです。「日本の帰化制度は複雑すぎる、高圧的な制度だと思っています。一時期まで棄民法政策がとられていた経緯があります。ですから帰化して参政権を持つという考え方は、ストリートには受け入れられない考えです」という帰化の制度についての質問です。

鄭 ● 在日がなぜ帰化したくないかという点、「めんどうくさい」というほかに、いまの質問にあったように「高圧的」というか、自尊心が傷つけられるからです。しかし、それだって結局は在日自身が自分を本物の外人とは思っていないから、けしからんという気分になるのでしょう。帰化手続きはたしかに煩雑です。だから在日の尊厳を傷つけないで、在日に早く日本国籍を取得してもらうために、審査ではなくて、届出という形ですむようにという提案を友人たちとしましたこともあります。しかし在日組織はそれを無視しました。そんなわけで帰化制度の欠陥も修正されていません。しかし先ほど申しましたように、2050年までには在日が消滅すると思われれますので、今さら提言する必要はないでしょう。

小倉 ● 意識の問題が重要ということですよ。在日が自分たちを外国人だと思っていれば、特別に高圧的な制度ではないかもしれません。しかし、日本に長くいる経緯や理由があり、住まざるをえなくなったと考えている人にとっては、あの制度そのものや、実際に手続きをする現場の方はかなり高圧的ですよね。



鄭 ● 高圧的な人もいるし、そうでない人もいます。法務省の職員はやさしい人が多いと思います。

小倉 ● それは表面的にやさしいだけで、慇懃無礼な感じですよ。(笑) 私の妻が帰化したときに2人で並んで、「結婚式はどこで挙げましたか」、「招待者は何人ですか」などの細かいことをいちいち聞かれました。「なぜ聞くのですか」と言うと、「偽装結婚ではないかを調べるためです」と。(笑) なんだか頭にきました。制度を変えたほうがよいという意見は、在日の方からよく聞きます。やはり高圧的です。「日本人にしてやるぞ」という態度です。

鄭 ● まあ日本人の役人だって、ときにはいばりたくなるのでしよう。ナシヨナリズムだってあるでしょう。そんなことより、私が腹が立ったのは、在日組織にしても、市民講座にしてもあれだけ人権だとか国籍に関心を持つているというのに、帰化賛成者にその正当性の根拠を披瀝ひれきする機会を全然作ってくれなかったということです。これは異常でしょう。フェアではないですよ。

小倉 ● そこはポイントですね。

鄭 ● きちんと議論をしないから、噂や流言の類いが横行するという状況もあります。「帰化にはお金がかかる」というような話がそれです。帰化申請は無料でしたよね。手続きにお金かかった体験はありましたか。そういえば、日本国籍をとったアメリカ人の友人からおもしろい話を聞きました。アメリカの国籍を離脱するための手続きには20万円ぐらいかかるということです。彼はその金を出すのが嫌なので結果的にアメリカのパスポートを今も持っているそうです。

小倉 ● 公的な行政に出すお金でなく、本国の戸籍をとって、それを日本語に翻訳しなくてはならないので、



そういうところでお金と手間ひまがかかるのです。韓国の戸籍は少しずさんなところがあり、少しでも整合性がないと突き返されてしまいます。いろいろとめんどうなのはたしかでしょう。

鄭 ● 私の印象では法務省の人はやさしくて、手取り足取り懇切丁寧に説明してくれたと思いますが、人によつてちがいますから、いじわるするのが好きな人もいるのでしょうか。

### マイノリティを意識した政治を——韓国は異質の他者とまだ出会っていない

小倉 ● 次のご意見です。「外国人に参政権を付与することは、日本の国内政治に対する干渉につながるから反対という考え方がある。たしかにそれを危惧する点もあるかもしれないが、一住民の権利や意見を無視できない存在として認識する政治家は、それを政策に反映する」。これはどういう意味かというと、マイノリティのことも考えながら政治をするのが政治家の資質ではないかと。それがたいせつなことではないかということでしょう。

鄭 ● 1980年代以後の日本の政治家で、在日を無視している人はほとんどいないと思います。韓国の政治のほうの問題でしょう。韓国は、あのサイズの国で、エスニックマイノリティへの配慮なしに政治ができる今や例外的な国になっています。もう一つの例外は北朝鮮です。韓国には在日のような存在がないわけではありません。もし韓国に日系韓国人のような存在があれば、政治はそれを無視することができなくなります。韓

国に一定数の日系韓国人がいてくれたら、反日だって再考せざるを得なくなるでしょう。

韓国は侃侃諤諤<sup>かんかんがく</sup>、議論をする国ですが、日本についての議論において、異論反論が少ないのはそのため、もし在日のような集団があれば、隣国である日本にもう少し友好的な国でありえたはずです。これは韓国にとつて一見都合のいいことですが、実は大きな不幸なのだと思はずと思っています。

小倉 ● 日本が韓国を植民地支配したから在日韓国人がいるわけで、韓国がよその国の植民地支配をしたわけではないですよ。

鄭 ● しかしそれをいうなら、植民地支配した人間が韓国に残ってもおかしくなかったが、全部追い出された。ないしは全部引揚げた。これは朝鮮だけではなくて東アジア全体の経験でもあります。世界的に見るとどうでしょう。ヨーロッパ系植民者の中には残ったものも沢山いたでしょう。韓国の場合、別に日系集団でなくてもいいわけです。中国系韓国人やロシア系韓国人など、韓国のなかに外国とのつながりのある少数者が一定数いれば、ナシヨナリズムをけん制する力になりました。それが、それも不在であった。

小倉 ● それはたしかにそう思います。いま韓国では「多文化主義」をすすめています。もっとも私は、韓国は多文化主義ではなく同化主義、あるいは文化的多元主義だと思います。韓国はまだ、異質の他者と出会っていません。

南アジア系、旧ソ連などいろいろなところから、韓国の農村や工場地帯にたくさん外国人がきています。中国の朝鮮族も50万人くらいいるという話です。しかし、理論的な議論はするけれど、実践においては他者が明確に認識されていないという印象があります。でも、これは変わってくるのではないのでしょうか。

鄭●しかし、歴史的に言えば、日本人のほうが異質の他者とは無関係に文化を形成してきたといえるでしょうね。民族学博物館の梅棹忠夫がいつていたように、日本文化というのは閉鎖体系の中で熟成した文化なわけで、異質な他者との対決をほとんど経験していない。せつかく外国にいつても伝書鳩みたいに戻るといつ習性だつて、多分さういつ歴史や文化と無関係ではないでしょう。それに比べると、韓国人は異質な他者との対決を恐れないことがあるのはいい。しかし国内に50万人もいる朝鮮族に韓国を批評させるといつ機会を与えているか。さうは見えませぬね。いつれ朝鮮族の子供の世代なんかから小説でも書く人間が出てくると、おもしろいですな。さういつ作品をいつか読みたい。

小倉●とてもおもしろくて話は尽きないのですが、残念ながら16時になってしまいましたので、今日はこのあたりで終わらせていただきます。

鄭先生 of 著書には、在日や韓国、北朝鮮について書かれたものがたくさんありますが、今日の資料には書かれていない重要な著書が一つあります。『姜尚中を批判する』（飛鳥新社）といふ本です。タイトルと表紙の絵がよろしくなくて私はもつたないと思つたのですが、中身はとてすばらしい本です。今日のテーマでもある国籍と参政権の問題をきちんと論じた論文が載つています。ご関心があれば、この本をご参照されるのもよいと思います。

鄭●もつと宣伝したい本が1冊あります。『日韓併合期ベストエッセイ集』（ちくま文庫）といふ本で、2015年に出しました。これはアンソロジーといつて、ひとさまの作品を選びすぐつて組み立てて作つた本です。さういつアンソロジーを何冊か出して、引退するのが夢だつたのですが、この本が売れませぬ。（笑）

ですので、第2弾、第3弾が出せなくなってしまった。これが、私が昨年もつともがっかりしたことです。

小倉 ● このエッセイ集はともすばらしい本です。植民地期の日本人のエッセイは多いのですが、これは朝鮮から日本にきて小説を書いた人など、日本とのかかわりの深い人たちのすばらしいエッセイ集です。これを読むと、朝鮮や在日や韓国の問題を政治的に捉えるのはあまりにも不毛だという感じがします。売れないのは鄭先生の本だけではなく、われわれのような知韓派の人の本はまったく売れません。韓国をけなしたような本しか売れないのです。こういう本が売れるのは、刺激を求めたいからなのでしょう。私の本がよいとはいわないけれども、韓国・朝鮮に関する香りの高いよい本がありますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。あまり相手をけなすような本ばかり読んでいると、自分の品性も卑しくなります。(笑)

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

司会 ● 本日はありがとうございました。来週18日の講師の変更についてお知らせいたします。18日は朴パク一様のご講演の予定でしたが、急きょ変更となりまして、金光敏様に代わります。

金光敏様は大阪でNGOの事務局長をされています。本日の鄭大均先生とはべつの視点でのお話になると思いますので、皆さまどうぞまたご参加ください。お待ちしております。ありがとうございます。(了)



シリーズ  
II

連続フォーラム「チョゴリときもの」No.23

参政権 第2回

多文化共生とまちづくり——住民自治の視点に立って

第1部 講演会

日時 ● 2016年3月18日(金)

場所 ● kokoka 京都市国際交流会館

進行 ● 小倉紀威氏 京都大学大学院人間・環境学研究所教授

講師 ● 金光敏(キム・クアンミン)氏 特定非営利活動法人

コリアNGOセンター事務局長・理事

※所属や役職等は、フォーラム開催時のものです。

司会 ● ただいまより「チョゴリときもの」第23回を開催いたします。

このフォーラムは、21回目から「シリーズⅡ」として再スタートをしました。これまでの20年という時間が、社会状況や在日コリアンの生き方にいろいろな変化をもたらしてきました。このフォーラムは、一人ひとり異なる個人としてのご意見を伺いつつ、聞く側もいっしょに考えることにより、イメージではない、より多様な在日コリアンの現実や、さまざまな選択への理解が拡がることを願っています。

「シリーズⅡ」に入り「名前」、「国籍」に続き、3回目は「参政権」をテーマに取り上げました。3月11日は、鄭大均氏を招き、講演会をもちました。今回は、「参政権を考える」2回目のフォーラムです。

第1部は、約1時間の講演会のうち、休憩をはさみ、第2部に続けさせていただきます。お手もとの用紙にご質問等をお書きください。質問内容を確認したうえで、第2部で話し合いをいたします。

本日の講師、金光敏(キム・クアンミン)様をご紹介します。特定非営利活動法人コリアNGOセンター事務局長・理事。大阪市のご出身で、大阪市立大学大学院創造都市研究科を卒業され、在日コリアンの子どものための制度である民族学級の運営をはじめ、教育コーディネーターとして、公立学校で外国人の子どもの教育に長年かかわってこられました。毎日新聞で「共生」をテーマにしたエッセイも連載中です。在日コリアンのみならず、マイノリティの子どもたちへのまなざしから共生を語っておられます。

金光敏様から、「多文化共生とまちづくり——住民自治の視点に立って」のテーマでお話いただき、ともに考えてみたいと思います。

それでは金光敏さん、お願いします。

金 ● こんにちは。

実は、遅刻をしましたが、なんとか間に合いました。京都とあまりなじみがないものですから、距離感がわからなくて危ういところでした。

本来であれば、大阪市立大学大学院の朴パク先生がみなさんのお相手でしたが、どうしてもものつびきならぬ校務の関係で難しくならぬ、急ぎよ私が代打を引き受けることになりました。

せっかくお声かけいただきましたので、みなさんのお役に立ちたいと思います。まずは私の自己紹介から生まれ育ったのは大阪市の生野区です。みなさんご存じでしょうか。日本でいちばん、韓国・朝鮮人が集まって暮らしているところです。住民の4分の1が韓国・朝鮮人の街です。そこで生まれ育ち、さまざま地域活動に取り組んでまいりました。

多文化共生の取り組みのほか、地域福祉の課題やまちの文化やアートなどのテーマも。多文化共生と自治との関わりをつねに問題意識を持って考えてきました。

## 地域の特異な事情を鑑みる構造改革特区

先週、鄭大均先生がこられたと伺いました。鄭大均先生とは考えがまったく反対の持ち主です。鄭先生の主張は、在日韓国・朝鮮人がいつまでも本国の国籍を保持したまま、三世、四世として暮らし続けること



にそもそも無理があるのではないか、むしろ国籍を変えて日本社会に同化して暮らしたほうが自然に近いのではないかという主張のように理解しています。

もちろん、私自身が参考にするべき主張もおありです。議論の一つとしてはたいへん興味深い部分もあります。いっぽうで、国家をどう見るかについては、ずいぶん私とは開きがあるかと思えます。鄭先生のお話を私なりに解釈すると、「国家の本質はあまり変わらない」と前提されているように思います。もしその理解が正しければ、「国家の本質も取り組みによって変わる可能性がある。」というのが私の主張です。

1時間ほどプレゼンテーションをさせていただいたあとに小倉先生との対談ということですので、のちほどそのあたりのことも議論させていただけるのではないかと思っています。

さて、地方参政権の話をするまえに、民生・児童委員について話したいと思います。レジュメを準備してまいりました。2007年7月に共同通信が配信した記事があります。

民生委員、児童委員の国籍条項を撤廃し、外国人も登用できるようにする規制改革を、大阪市生野区や民間団体などが（4月の）1日までに国に要望した。将来の特区を目指している。生野区は在日韓国・朝鮮人を中心に、外国人登録者が住民の約4分の1を占める。

生野区や民間の福祉団体などでつくる「生野区地域福祉アクションプラン策定委員会」が要望書を提出。「外国人も地域福祉に貢献できる環境をつくることで、きめ細かな福祉サービスや相互理解の増進に役立つ」ということだ。

民生委員法に基づき、民生委員や児童委員は「市町村議会議員の選挙権を持つ」ことが必要とされている。2004年に滋賀県米原町（現米原市）が全国での規制緩和を国に求めたが、認められなかった。

記事のなかの鍵かっこでくくってあるところは、私のコメントです。私はアクションプラン策定委員会の中心メンバーとして、国家戦略特区を調整する内閣府の事務局に要望書を提出しました。法律の規定はあるものの、生野区の特異な事情を鑑みてもらい、そこだけ特区とさせてもらえないかという申請でした。

特区申請は、日本各地で行なわれています。「どぶろく特区」や「英語教育特区」などがそれにあたります。こうした構造改革特区のねらいは、それぞれの地域の特徴にあわせて規制緩和を進め、地域活性化を進めようというものです。これはいい考えです。これを使って生野区の地域課題を解決したいと思い、民生児童委員の国籍条項を緩和してほしいと申請しました。

民生児童委員は地域社会のなかであまり目立つ存在ではありません。ただ、とてもきめ細かな地域福祉のかなめを担っています。たとえば、少しまえまでは生活保護を受給するさいに民生委員の紹介が必要でした。あるいは、児童虐待の可能性がある子どもを緊急保護するさいにも児童委員が助言しています。生野区は大阪市24区の中なかで、高齢化率で上位です。高齢化がいちじるしく進んでいるうえに、人口の減少率も高い地域です。そうしたなかで、住民の4分の1をしめる在日をはじめから除外してしまうと、なり手の選択肢がそもそも狭くなるのです。

地域活動の一環で、無報酬の民生児童委員の引き受け手は減少しています。さらに民生児童委員のサポ―

トを受けて、公的機関と自立援助の契約を結ぶ当事者は、かならずしも日本人だけではなく、外国籍住民の方もいらつしやる。そんな人たちの事情をくんで、支援の必要な人々をより円滑に行政の公的援助へとつなげ、自立支援するには、外国籍住民当事者の力を借りることは、とても大事な視点です。

民生児童委員の委嘱には「選挙の有権者台帳に名前が載っている」という条件があります。「日本国籍」に関する言及はありませんが、実質的に国籍条項が存在しています。生野区の特種な事情を鑑みて、それを変えたいと変えてほしいということで、内閣府に提案書を出しました。

### 特区申請をとおして気づいた社会の矛盾

結論からいえば、不認定でした。実は滋賀県の米原町（現米原市）も私たちに先立って提出しています。ちなみに米原町は日本で最初に町村合併を問う住民投票に永住外国人の投票権を認めました。

興味深いことに、特区申請後、国の仕事にしては早くわずか2週間くらいで返事がきました。担当部局のホームページに一覧表が掲載され、結論が表示されました。回答は「公権力の行使および公の意思形成に日本国籍を必要とするため、申請は不許可」というものでした。つまり、却下でした。

この結論に触れて、思わず失笑してしまいました。規制があるから特区申請を出したのです。「こういう事情があるから特区認定で規制緩和をお願いしたい」と提案したのです。その答えが「規制があるため」。こ



れって特区申請受付の意味はありますか。規制があっても、こうすれば地域活性化するという政策論への返答ならばまだしも「規制があるから特区はだめ」という回答は、そもそものこの特区申請制度の本質に関わり、本末転倒と言わざるをえません。にべもない対応とはこのことを言います。

それともう一つ、根本的に理解できないことが。京都市はどうかわかりませんが、大阪市の場合、地域福祉の範囲は小学校区です。行政区単位ではなく、

小学校区単位です。大阪市社会福祉協議会の傘下に各区単位、つまり生野区社会福祉協議会や平野区社会福祉協議会などが24区にあります。さらにその下に、たとえば大阪市立御幸森みゆきもり小学校区であれば、御幸森社会福祉協議会という地区単位の社会福祉協議会があります。社会福祉協議会は住民主体の地域福祉機関です。この地区単位の協議会が独居老人の見まわり、障がいをお持ちの方々の方々の自立支援連携、地域福祉従事者のネットワーク事業に取り組んでいます。介護疲れの住民に「こんな制度があるよ」と紹介したり、困窮の様子を把握して公的援助と結ぶなど、地域福祉のコア中のコアを担っています。小学校区のとてきめ細やかな取り組みです。理解できないのはまさにこの点なのです。

私たちが特区申請を提出した先は、東京都の霞ヶ関です。霞ヶ関で働く人々は、たぶん鶴橋駅にも、桃谷駅にも、降り立ったことはないでしょう。地域のことを地域の住民が決めたいと取り組むことに、いまだ天の声のように「それはだめだ」「これはだめだ」と言うのです。中央集権体制のもっとも硬直した、象徴的な姿だと思えます。

民生児童委員は大阪市の場合、小校区から選出されます。「この人ならやってくれそうだ」という人が選出されず。選出されたら、行政区の社会福祉協議会上がり、そこからさらに都道府県や政令市単位で推薦され、最後は厚生労働大臣によって委嘱されます。「この人なら信頼できる」という、地域の中で培われた信頼を基軸にしたネットワークから選ばれる人々が最終的に委嘱されるのです。

住民主体で選ばれた地域福祉のリーダーを、なんら地域のことを知るよしもない霞ヶ関の規制によって門前払いすることに、これからの日本社会のありようはこれでいいのかと危惧します。

## 権利の主語は「国民」、義務の主語は「住民」

根本にかえって考えてみましょう。

公職選挙法の規定には「第2章 選挙権及び被選挙権」というものがあります。その第9条を読みます。

第9条 日本国民で年齢二十年以上\*の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

※年齢については平成27年6月年齢満十八年以上に改正、平成28年施行

主語は「日本国民」です。日本国民とは、日本国籍を有する者だと解釈されています。ちなみに日本国憲法の主語の多くが「国民」ではじまります。

一方、納税の義務についても「国民は」ではじまります。ところが、税法は「居住者」ではじまります。納税の義務には国籍を問うていません。権利が「国民」で縛っているのとは、開きがあります。

ヘイトスピーチという言葉聞いたことがおありかと思えます。京都市においてもヘイトスピーチの規制条例をつくろうという市民運動が起こっています。ヘイトスピーチをしている人々のホームページをみますと、「在日韓国、朝鮮人は税金を払っていない」と書かれています。その言葉通り、税金を払わなくてもよいならば、そんな社会に住んでみたいのです。でも、不可能です。在日コリアンも税は徴収されるのです。こんなとんでもない嘘の流布に、みなさんがのっからないことを祈るばかりです。

### 国籍を選択性にしなかつた戦後の日本

定住外国人に地方参政権を与えるということは、「日本に永住もしくは定住する資格を持つ外国人住民に地方議会の議員及び自治体の首長を選ぶ投票権を付与する」ことです。公職選挙法にもとづく選挙人名簿に自分たちが載っていないことを不服として、11人の在日コリアンが1990年11月、大阪市など3市の選挙管理委員会を相手どって裁判所に提訴しました。これは地方参政権をめぐる法廷の場で争われた最初

の例です。その経過については資料に書いてあります。

実は、私たち朝鮮半島出身者が参政権を持っていた時代があります。それはいつかご存じでしょうか。旧憲法下でのことです。戦前は国会議員にも朝鮮人がいました。投票用紙にハングルで書くことも認められました。東京都前知事の舩添要一さんの父親、舩添彌次郎<sup>やじろう</sup>さんは衆議院議員でした。彼の選挙区は福岡で、地元は炭坑の街です。選挙戦のさいには、選挙公報に「ぜひ私に」とハングルで記載されていました。舩添彌次郎の名前もハングルで書いてありました。一方、投票権のみならず、被選挙権もあったため衆議院議員に朝鮮人もなれたのです。

ところが、新憲法の制定でそれが変化します。日本が台湾や朝鮮半島を植民地支配している時代は、朝鮮半島出身者も台湾出身者も日本国籍者でした。ポツダム宣言の受諾によって戦争が終わると、朝鮮人や台湾人の処遇が変化します。とりわけ日本に暮らす旧植民地出身者の日本国籍の取扱いに大きな変化が起こります。日本に暮

#### 定住外国人の地方参政権をめぐる動き

1990年11月	11人の在日コリアンが選挙人名簿に載っていないことを不服とする申し立て
1991年1月	在日韓国人の法的地位に関する日韓外相間覚書「地方自治体選挙権について韓国政府より要望が表明された」
1993年9月	岸和田市議会で全国に先駆けて「在日外国人への地方参政権付与を求める意見書」採択
1994年1月	新党さきがけが島根県支部が「在日外国人の入党を認める」と発表
1994年10月	福井地裁判決(選挙人名簿不登録の意見確認)「選挙権保証は、日本国民に限定されているが、市町村次元の定住外国人の選挙権は拳法の許容範囲にある」
1995年2月	最高裁判決で定住外国人に選挙権付与に対する憲法判断が示される
1997年5月	1307の地方議会で定住外国人に地方参政権を付与する意見書等が採択される
1998年10月	初めての定住外国人の地方参政権付与法案が民主・公明両党により国会に提出
2002年1月	滋賀県米原町議会が、永住外国人にも投票権を認める住民投票条例を制定
2009年1月	民主党「2009年政策集」永住外国人の地方参政権付与が盛り込まれる
2010年8月	永住外国人地方参政権法案に賛成する地方議会での決議39都道府県議会、1492市区町村議会、反対する地方議会での意見書決議が35県議会362市区町村議会に上ることが、総務省などに提出された意見書調査などで判明



らしている朝鮮半島や台湾の出身者の国籍は、ポツダム宣言の受諾のさいにはかならずしも明確にはなっていませんでした。最終的に処遇が決まったのはサンフランシスコ講和条約です。この条約によって、私たちが日本国籍が喪失したわけです。

ヨーロッパの国ぐにもさまざまな地域を植民地支配しています。戦後処理のなかで、多くの国は植民地から宗主国に移住させた人びとの国籍について選択制を導入しています。

たとえば、アルジェリアを支配していたフランスは、アルジェリアからたくさん移住者を引き入れています。アルジェリア人を兵隊や労働者として戦争に動員しました。ですので、フランス国内にアルジェリア人たちがたくさんいました。アルジェリアが1962年に独立したとき、フランスは、国内に残留するアルジェリア人に居住国か出身国の国籍選択を当事者に求めています。つまり、「あなたの国アルジェリアはこのたび晴れて独立したので、あなたはアルジェリア国籍に戻ってもかまいません」。いっぽうで、「あなたはフランスで暮らしているのだから、フランス国籍を選んでもかまいません」ということです。

もう引退をしましたが、フランスのサッカーのナショナル・チームにジネディーヌ・ヤジッド・ジダンという選手がいました。ジダンはアルジェリアの移民者の息子です。彼はフランスで生まれていますが、彼の親はアルジェリア独立のさいにフランス国籍を選び、アルジェリア系フランス人として暮らしています。

しかし、私たちの場合は、サンフランシスコ条約の締結のさいに日本国籍を剥奪されました。これが日本の戦後処理の特殊性です。そのときに日本の政府が、朝鮮半島や台湾の出身者に「望む場合は日本国籍にしてもかまわない」としていたならば、日本はもつと多文化共生に近い社会になっていたと思います。裁判長



に金さんや朴さんがいるかもしれません。安倍内閣の閣僚のなかに黄さんや王さんがいるかもしれません。アメリカのエネルギー省の元長官は、ステイーブン・チュウという中国系アメリカ人です。フランスの文化・通信大臣をしていたフルール・ペルランは韓国系フランス人です。日本もそんな多様な背景を持つ人々が公の意思を決めることに参画できたなら社会はいまとは違う様子になっていたかもしれません。

日本はそれができなかったのです。私たちを外国籍にした状態でずっと今日まできました。日本国籍をなく奪し、さまざまな社会制度に国籍の壁をつくったのです。たとえば、私は子どもころは健康保険証がありませんでした。国民健康保険法に国籍条項があったからです。公営住宅入居、児童手当受給もできませんでした。

学校教育で言えば、就学年齢に達すると役所から就学通知が届き、健康診断など進学手続の案内がきます。私たちが日には、そういうのがありませんでした。となりの人が入学の手続きをしているのを知り、親が区役所に行つて、「うちの息子を学校に入れてやってください」と頼まなければならなかったのです。

京都市ではどうかわかりませんが、大阪市では、外国籍の子どもを就学させるにあたって誓約書を書かせていた事例がありました。1960年代の終わりまでです。「法令に従わず、学校長の指示に従わない場合は除籍することに応ずる」と。現在は改善されましたが、かつては外国籍住民は完全に無権利状態でした。

1980年代まで、在日外国人のほぼ9割が韓国、朝鮮人です。日本における外国人政策は韓国・朝鮮人政策であったと言えます。韓国・朝鮮人が日本社会のメインストリームに進入することをことごとく国籍の壁で阻んでいたわけです。

そんな時代に地方参政権問題が取り扱われるはずがありません。基本的な生活権が守られない時代ですので、地方参政権問題の議論はまだ遠かったのです。1990年になってようやく、11人の在日コリアンが法廷で争うことを決心したのです。

この直後の1991年、在日韓国人の法的地位に関する日韓外相覚書が交わされます。日韓問題を考えるうえで、2015年は節目でした。1965年の日韓条約締結からちょうど50周年にあたります。ほんとうなら日韓交流で盛りあがってもよいはずですが、まったく盛りあがらずに終わってしまいました。日韓の市民どうしがつながる絶好の機会なのに、残念なことです。

### 参政権付与の是非をめぐる議論——最高裁の判決をめぐる

1965年の条約締結時、在日韓国人の抜本的な処遇改善について先送りされました。あくまでも暫定的な合意にとどめ、根本的な処遇については25年後に再協議としたのです。25年後の先送りです。

1965年の日韓条約で、かろうじて「協定永住」制度が生まれましたが、これも三世代までが対象で、私の世代までは日本に暮らすことは許すけれども、それから下の世代については、「不明」でした。25年後にあらためて話し合おうと。当時の日韓両政府の理解には、25年もたてば在日韓国人はいなくなるのではないかという期待があったかもしれません。

25年後の1990年、取り残しの課題だった在日韓国人の処遇問題を議論し、翌1991年に日韓外相が覚書を交わしました。当時の日本の外相は中山太郎さんです。大阪選出で医師出身の国会議員です。自民党のなかでは比較的リベラルな政治家でした。この日韓外相覚書にはいろいろな項目がありますが、地方参政権についても言及されました。「地方自治体選挙について韓国政府より要望が表明された」と記してあります。日本側の見解は示されておりませんが、政府間協議のなかで議論をされたことが書かれました。あえて確認しなかったけれど、互いに懸念しており、日韓のあいだで議論すべき課題として、挿入したのです。

1993年、岸和田市議会において、在住外国人の地方参政権の付与を求める意見書が日本で最初に採択されました。そうこうしているあいだに、新党さきがけの鳥根県支部が「外国人の入党を認める」と発表しました。新党さきがけは、総理大臣になった鳩山由紀夫さんが自民党から出てつくった政党で、のちに民主党に合流します。これをきっかけに、各政党でも外国籍者も黨員になれるようになります。

1994年に福井地裁で判決が示されました。「選挙権保障は、日本国民に限定されているが、市町村次元の定住外国人の選挙権は憲法の許容範囲にある」と、福井地裁が定住外国人の地方参政権は憲法の範囲であることを明確にしました。これは争われまして、そのうち最高裁で判決が出ます。とても重要なので読んでみましょう。

我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲



法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。

憲法上許容できるのだといっています。それを実行に移すかどうかは、立法府の責任だと。立法府が判断したら憲法上は問題ないということですよ。これが加速しまして、各自自治体で意見書が出ます。

1998年10月に民主・公明両党から地方参政権の付与法案が国会に提出されました。これは両党が共同で出したのではなく、それぞれが別べつに出しています。この直後に、日本共産党も選挙権付与法案を提出しています。共産党の選挙権付与法案の特徴は、民主党や公明党の案では選挙権のみを付与するとしているのたいして、共産党は被選挙権も付与するとしていました。より一歩踏み込んだ内容になっています。2002年、米原町議会が永住外国人にも投票権を認める住民投票条例を制定し、米原町に暮らしていた十数名の外国人住民が町村合併をめぐる投票に参加しています。2009年には、のちに政権をとる民主党が、永住外国人の地方参政権付与を「政策集」に入れています。

地方参政権を認めてもよいのではないかという世論が高まると同時に、反対の世論も高まってきました。永住外国人の地方参政権法案をめぐる議会での決議は、2010年8月あたりには、39都道府県議会、1千492件の市区町村議会で採決されています。そのいっぽうで、いくら永住者や定住者でも外国人に投票権を付与してはならないと思っている人たちの世論も高まり、35県議会、362市区町村議会では反対の意見が上がります。賛成の決議を出した都道府県議会は39、反対の決議を出した県議会は35です。同じ県議会で賛成と反対の両方の決議が採択されたところもあります。滋賀県では賛成派主導の「永住外国人の地方参政権の確立に関する意見書」が2008年10月に出され可決しています。その3年後には、反対派が主導する「永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書」が提出され可決されました。賛成の論と反対の論の相違点をみてみましょう。まずは賛成の意見です。

永住外国人は、我が国において、地域社会の一員として、日本人と同様に生活を営んでいるにもかかわらず、その地域社会への政治的参画、すなわち地方参政権が認められていない。

1995年2月、最高裁はその判決の傍論部分で、永住外国人に法律をもって地方選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題であるとの判断を示した。

しかしながら、人権の国際化が叫ばれる今日、我が国においても、永住外国人の待遇が徐々に改善されているものの、永住外国人は、既に地域社会の重要な構成員となって活躍し、納税義務を負っているにもかかわらず、社会保障制度や選挙権などについては、日本国民と同等になっていないのが現状である。永住外国人に対しては地域住民として日常生活にかかわりの深い地方政治に参加する地方参政権が認められていないため、永住外国人の地方自治への参加は極めて不十分な状況にある。

よって、政府ならびに国会におかれては、以上の現状を踏まえ、永住外国人の地方参政権の早期確立に向けた立法措置を講じられるよう強く要望する。

反対の意見を読みます。

我が国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくり工夫が必要ではあるが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹に関わる重大な問題である。日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこ

れを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の議員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では、憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいないとし、それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指すと指摘しており、こうしたことから勘案すると、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考へざるを得ない。

よって、国会および政府におかれては、永住外国人への地方参政権付与の法制化につき、慎重に対応することを強く求める。

興味深いことに、最高裁の判決についての解釈がまったく違います。賛成派は、「憲法解釈はすでに示されているから、地方参政権は付与してもかまわない」といっています。いっぽう反対派の主張は、「最高裁が違憲にあたらないとふれたのはあくまでも傍論であり、その前段に、憲法の確固たる条文のなかに『国民固有の権利』であると触れているから、地方参政権は付与できない」といっているのです。

賛成派の主張は、納税の義務は平等に課せられているのに、権利行使の部分ではつねに劣位におかれていること。あるいは地域社会にこれだけの貢献をしているのだから、せめて生活に密着している地方参政権くらいは必要ではないかということに言及しています。研究によれば、私たちの日常の8割は地方自治に



よって充足されているのだから、人びとの暮らしに密接なことがらについて、住民の観点から意見表明をすることはなんらおかしくない」と、行政学では解釈されるそうです。

もう一つの観点を補足するならば、定住外国人、永住外国人をめぐる議論は、やはり在日韓国人・朝鮮人を想定しています。そもそも在日韓国人・朝鮮人がなぜ日本に暮らすようになったのかという歴史的な経過を考えれば、ほかの外国人といっしょに論じるのではなく、その特殊性をふまえなければならぬというのが賛成派の人たちの主張です。

反対派の人たちの主張は、参政権は国民固有の権利であり、いくら地方自治といえども、国家の安全保障に関わる問題に地方自治になんら関わりがないわけではないということことです。

たとえば米軍基地に反対する組織的な意思によって、韓国人や朝鮮人がまえて大挙してその自治体を集住して、その選挙に合わせて米軍基地反対で行動すればどうか、韓国や中国の人びとが国家的な反日行為にもとづいて動けばどうなるのか、という意見です。

賛成派の議論も反対派の議論も平行線のまま、現在は、国政の中心課題からかなり遠ざかってしまいました。政府与党の一角を担う公明党は、国会に永住外国人の地方参政権法案を提出しています。でも、審議で取り上げられることはありません。政策集に地方参政権を入れるといった民主党も、政権を取ったときに実際に法案を提出したかという点、民主党のなかでの意見がまとまりませんでした。法案が出たとしても、国会で通る状況にあるかといえは、巨大与党自民党はほぼ反対で固まっています。残念な話です。

現在京都を代表する政治家のみなさんはどうい立場かわかりませんが、かつて野中広務さんがいた時代



は、自民党のなかにも参政権付与賛成派もかなりいました。「党議拘束を外して、いちど採決してみたらどうか」と野中さんはいいました。

1990年代中頃から終盤にかけて、当時の国政には賛成派のほうが多かったのではないかと思えます。しかし、頓挫しました。野中広務さんを象徴とする自民党のリベラルな人たちがごそつと議会から去り、現在の自民党のなかでかつてアジア派といわれた人たちや中道の勢力の人たちは、少数になってしまいました。リベラルの旗頭だった池田勇人、大平正芳、宮澤喜一の流れを継ぐ宏池会は、いままわり存在感が見えませんか。

## 先進国における永住外国人の地方参政権付与の状況

最後に、各国のようすをみてみましょう。配布資料にOECD加盟国の永住外国人地方参政権の付与の一覧を掲載しています。国会図書館の資料をもとにつくりました。

20年、30年まえの経済先進国といえば、サミットの7か国のことをいいました。日本、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、カナダです。でも、いまは7か国ではなく主要8か国といったり、G20といったりします。20年、30年まえとは先進国の規定が変わっています。

一般的にはOECD加盟国を経済先進国といます。そのうちの一部を資料に載せています。不明な国

もありますが、日本を除いて主要な国で、何らかの地方参政権を認めています。

OECDの中で最も厳格なのはアメリカで、基本的には認めていません。ただ一部自治体、メリーランド州のタコマパーク市では、永住外国人の投票権を認めています。アメリカの自治権認定は比較的緩やかで、その住民たちが「私たちの市をつくる」とし、いつくらの条件がクリアできれば、自治権を持つ市が生まれます。タコマパーク市には富裕層が集まっていますから、財源が豊富です。インテリが集まっていることもあり、比較的リベラルな自治行政が行われ、こうしたことができるのだと思います。

### OECD加盟国における永住外国人の地方書参政権付与状

- ：一定期間の居住または永住権取得を条件として付与している  
(要件が書かれていない場合は、短期間の居住または一時的な滞在を条件として付与している)
- △：居住または永住権取得以外の要件として付与している
- ▲：一部の地域において付与している
- ×：付与していない

国名	外国人参政権				備考 左欄において、 ○：居住または永住権取得を 条件として参政権を付与 △：居住または永住権取得以外の要件を 条件として付与 ▲：一部地域で付与 ×：付与していない	二重国籍
	国政選挙		地方選挙			備考 下欄において ○：認められる ×：認められない、 または非常に制限的
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権		
カナダ	×	×	△	×	サシユカチュワン州で一部の英連邦市民にのみ。	○
フランス	×	×	△	△	EU市民のみ。	○
ドイツ	×	×	△	△	EU市民のみ。州の参政権は除く。 一部の州では首長の被選挙権は除く。	×
イタリア	×	×	△	△	EU市民のみ。首長の被選挙権は除く。	○
日本	×	×	×	×		×
ポルトガル	△	×	△	△	EU市民とポルトガル語圏国民にのみ(相互主義)。	○
韓国	×	×	○	×		×
スペイン	×	×	△	△	EU市民及びノルウェー国民のみ(相互主義)。	○
英国	△	△	△	△	EU市民に地方のみ、 英連邦市民及びアイルランド市民には国政も付与。	○
米国	×	×	▲	▲	例外的ではあるが、 メリーランド州タコマパーク市などで付与。	○

ほかの国でも、たいがい永住外国人の地方参政権を認めています。ヨーロッパはEU加盟国かどうかで、参政権の付与を判断しているところがあります。たとえばポルトガルは、ポルトガル語が通じるブラジル人については認めています。ポルトガルのように、旧植民地と宗主国の関係で、ブラジル人がポルトガルに移住して一定期間を暮らしたら参政権を付与しています。国も地方レベルも参政権をまったく付与していないのは、日本だけです。

これをもって日本がたち遅れているというと、怒る人がいます。しかし、日本のような成熟した社会で、外国人とどのように共生してゆくのか、いまだに基本方針が決まっていないのでは、やはりこの先が思いやられると思います。

### ■ 貴重な労働力を提供する移民者の重要性——アメリカ社会を例に

私は先週までアメリカに1か月ほどいました。アメリカ国務省のプログラムに招待していただいて、移民や難民のサポート・テイニングというテーマで、5都市を3週間でまわりました。のこりの1週間は私用で回り、合わせて1か月ほど滞在しました。大統領候補指名の予備選挙まったただなかで、注目が高まっています。討論番組を何回も再放送したり、専門家が出てきて票読みをしたり、日本と同じで、「どこが、だれより」みたいなことをいっています。

過激な発言をするドナルド・トランプさんがいろいろと注目を浴びています。共和党の人たちの政策は基本的に似ています。3月15日にマルコ・ルビオさんが辞退して、残るはボブ・ケーシーさんとトランプさんとテッド・クルーズさん。下品か下品でないかという違いはともかく、クルーズさんもトランプさんも政治的には同じ位置です。クルーズさんは、アメリカの超保守の福音派の支持を受けていて、白人中心の排外的な思想をもっています。女性蔑視や移民排斥の過激な発言で注目を集めているトランプさんとは、基本的には政治信条、思想で共通しています。

移民政策は大統領選挙の主要な争点のひとつです。討論番組でも、移民をめぐる政策議論はかなり活発にされています。興味深かったです。移民問題において民主党と共和党との政策の違いは、イリーガル(illegal)、アンドキュメントド(undocumented)と呼ばれる非正規滞在者の扱いです。共和党は、トランプさんの話からわかるとおり、「不法移民は捕まえて送り返せ」という主張です。国境の取り締まりをもっと強化すべきで、アメリカとメキシコの3千100キロメートルに及ぶ国境に壁を建設するとしています。現在アメリカの非正規滞在者は1千100万人です。東京の人口くらいですね。でも、彼らはアメリカで貴重な労働力を提供していて、彼らを捕まえて送還した場合、アメリカ経済は成り立つか、たぶん難しいです。アメリカのいわば3Kといわれる仕事はこうした移民の労働力が担っています。

民主党は、「一定の条件を付したうえで、アムネステイをしよう」とっています。つまり、恩赦して、社会参画の機会を与え、アメリカでより良質な労働力を提供してもらったほうが、生産性があるといっています。両社の攻防は、いつまでたっても追いつ追われつつの状態で、結論が出ていません。共和党はさらに国力

を傾けて、挙句の果てにトランプさんのように巨額の国費を投じて国境地帯に壁をつくるといつています。とんでもないことです。こんなことに国力を傾けるのならば、非正規滞在者に社会参画の機会を提供したほうが、よほどアメリカ社会の役に立ちます。

ただ、アメリカは移民によって成り立っているという前提にたっている点で、政治的な意見差異はありません。実は、アメリカも高齢化が進んでいるのです。現在の人口規模や経済力を維持するには、これからも移民政策をとり続けなくてはならないというわけです。では、これからのアメリカへの移民はどういう人々か。現在、アメリカの移民社会は中米出身者が中心になっています。メキシコから、あるいはメキシコを通じて中南米から人々が流入してきたのです。ところが最近、その数がだんだんと鈍くなりはじめています。それに代わる形で台頭を始めているのが、アジアからの移民です。これからアジアの移民者によって新しいアメリカの社会がつくられてゆく。それが10年先、20年先のアメリカの姿なのです。

### 各国の姿勢と条件を比較し、移民者が国を選ぶ時代に

そこで着目しなければならないのは、私たちの暮らす日本です。日本を含む東北アジアは、どこの国も少子高齢社会を迎えています。日本の合計特殊出生率は1・4人程度。この水準では、自然減を自然増で追いつくのは難しいです。合計特殊出生率は1・8人くらいにならないと、出産にともなう人口増は確保できないのです。

日本の高齢化率は、どうなっているか、みなさんご存じですか。総人口に占める65歳以上の人口が7パーセントを超えると、「高齢化社会」。14パーセントを超えると、「高齢社会」。21パーセント以上になると、「超高齢化社会」です。現在の日本の高齢化率は25パーセント。「超超高齢社会」に近づきつつあります。

これは日本だけではありません。じつは韓国も、超高齢化社会になりつつあります。比率は14パーセントを少し超えただけですが、高齢化から高齢、超高齢にいたる速度は、日本よりも速いです。おまけに出生率は日本よりも少なくして1・2人ですから、日本よりも少子化が深刻です。

台湾も同じです。出生率は1・07人です。台湾の高齢化から高齢に向かう速度は韓国と同様で、日本の2倍くらいの速度です。台湾も韓国も、すごい速度で少子高齢化しています。

中国も人口の偏向が著しくなってきたために、一人っ子政策を見直し、二人っ子政策にしました。2030年をピークに、中国でも人口減少がはじまります。二人っ子政策にしたうえで、移民政策の導入を検討しています。つまり、私たちが暮らす東北アジアは、これからこの国も人口減になり、労働力確保が重要な争点になっていくのです。

ここで誤解してはいけないことがあります。日本は豊かで、日本の外側、国境の扉のむこうには、日本で暮らしたいと願う人々が列をなして並んでいると思っっている点です。そしてそのなかから「この人はほしい、この人はいらぬ」の選抜を日本側ができる、高度人材をピックアップできると思っっているふしがあるという事です。でも、これは幻想です。

国家が移民者を選ぶ時代ではなく、移民者が国を選ぶ時代なのです。日本、韓国、中国、台湾をくらべて、

どこがいちばん自分にとって有利な国かを、移民者が選ぶ時代に突入しているのです。移住家族や移住民に対する支援策では、韓国のほうが日本よりもよほど手厚いです。単純にどちらがより有利か、韓国を選ぶでしょう。移住コミュニティに対する支援法がぜんぜん違います。

移民者が自分にとってどこがベターな国かを選ぶ時代になっているのに、日本社会はいまだ移民コミュニティとの共生について、まったく方針を持っていません。あるのはかろうじて市民啓発ぐらいです。「みなさん共生は大事です。思いやりで接しましょう。共生の心を育みましょう」と。でも、もうそんな次元ではないのです。

地方参政権の問題も、こうしたことを背景に議論されるべきです。これから日本の社会を考えるうえで、移住者たちをこの社会の生活者、住民、隣人として迎え、社会をともにつくっていくという意思で共生の社会づくりに取り組む必要があります。東北アジアではすでに良質な人材をめぐって獲得競争が起こっています。ここにアメリカも加わります。アメリカもアジアからの移民者を大量に引き受ける準備をはじめています。

日本に渡ってくる人々は、アジアの人たちが多いです。実際にEPA（経済連携協定）で看護師や介護士をめざしてインドネシアやベトナムからやってきていますが、いま募集しても定員は埋まりません。日本にきてても不利だという理解が広がっているからです。

インドネシアの人たちは英語が話せるからアメリカに向かっています。フィリピンで看護師や介護士をめざす人たちも、日本に行ってもことばが通じないし、床ずれのことを「褥瘡」と漢字で書かないといけな

い。それにくらべたら、英語の通じるアメリカで看護師をしたほうがよいというので、アメリカに流れているのです。

共生社会で問われている現実とは何か、私たちは大きな転換点を迎え、問題提起をされているのです。

これで終えたいと思います。ありがとうございました。

司会 ● 金先生、ありがとうございました。

みなさん、お手もとの質問用紙にお書きいただいで、15時30分から第2部を開始します。(了)





シリーズ  
II

連続フォーラム「チョゴリときもの」No.23

参政権 第2回

多文化共生とまちづくり——住民自治の視点に立って

第2部 対談

日時 ● 2016年3月18日(金)

場所 ● k o k o k a 京都市国際交流会館

進行 ● 小倉紀蔵氏 京都大学大学院人間・環境学研究所教授

講師 ● 金光敏(キム・クァンミン)氏 特定非営利活動法人

コリアNGOセンター事務局長・理事

※所属や役職等は、フォーラム開催時のものです。

司会 ● お待たせしました。第2部は小倉先生に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小倉 ● みなさんにいただいた質問に金さんにお答えいただくかたちで進行します。今日はたいへん鋭い、的を射た質問がたくさん出ました。金光敏さんの講演がたいへんわかりやすく、参政権をめぐる問題の歴史や構造がよくわかったからだと思います。ほんとうにすばらしい講演だったと思います。

なにより現場で仕事をされている方だから、現場で感じる矛盾などもお話ししてくださったことで、みなさんの反応もとても鋭く出てきたと思います。質問にはすべて答えていただきたいのですが、時間の関係でそういうわけにはいかないかもしれません。できるだけ私が整理をします。

## 文化的摩擦、民族的摩擦を避け続けた日本政府

小倉 ● 日本国籍を取る帰化に関するご質問がとて多かったです。これはあとにまとめます。まずは歴史的なことについて、「フランスではアルジェリアが独立したときに、アルジェリアの人たちに国籍の選択権を付与したということですが、なぜ日本はサンフランシスコ講和条約で国籍をはく奪してしまったのでしょうか」という事実に関する質問です。これについてお答えください。

金 ● 具体的な意図がどうであったかは、いろいろな見解があります。ただし、サンフランシスコ講和条約から今日にいたるまで、日本政府の政策は一貫しています。国内に少数民族問題をもたらさないと考える

です。

日本が単一民族国家であり続けるためにも、日本人ではない人びとを集団で抱え込むことを避けたかったということがありました。植民地支配された朝鮮半島や台湾から移り住んだ人びとが、日本社会で生き続けると、国内に民族問題が起ころと考えたのだと思います。

サンフランシスコ講和条約により日本に残留する旧植民地出身者から日本国籍をはく奪しました。その後、日本政府は北朝鮮へ在留朝鮮人の送還を進めます。1959年から1984年までに約9万人が北朝鮮へ帰っています。一般的には、北朝鮮による「地上の楽園」などの喧伝に騙された人びとが帰還したといわれていますが、オーストラリア国立大学で日本近代史の研究者でテッサ・モリス＝スズキさんという学者さんがいます。その方が数年前に『北朝鮮へのエクソダス——「帰国事業」の影をたどる』という本を出しています。北朝鮮への帰国事業を詳細に追ったルポルタージュですが、北朝鮮への帰国事業の資料をどこから入手したかという点、ジュネーブです。ジュネーブの赤十字国際委員会本部に残っている日本・朝鮮間の赤十字当局者の打電を詳細に分析しているのです。

それを見ますと、日本の側から北朝鮮側に、日本に在留している朝鮮人の引き取りを迫っています。北朝鮮が「地上の楽園」と宣伝をした側面もありますが、その前段となったのは、日本に在留する朝鮮人を引き取ってほしいという北朝鮮へのはたらきかけです。つまり、このまま朝鮮人を抱え続けると日本側の負担になる、ですから、国籍を奪うことと、追い出すこととは一体でつながっていました。

小倉●ありがとうございます。私からも少し補足すると、日本は1945年まで多民族国家でした。いろいろ

ろな民族が大日本帝国を構成していた。そのあとに単一民族になった。小熊英二さんがはっきり言っていますが、日本が単一民族国家という意識をもったのは戦後です。

そのときにおそらく、日本政府には方針がなかったのだと思います。どういふ国家をつくれればよいかというビジョンがなかったのです。ビジョンがないところで、東アジアでは戦争がはじまったり、いろいろなイデオロギーの対立が起こったりして、ますます混乱してわからなくなったりというのが現状ではないかと思えます。北朝鮮への送り出しは、「外に出ていってもらったらいいな」という願望はあったけれども、強い強制力があつたわけではないだろう、私はそう感じています。だから、混乱の根本原因は、日本政府に方針がなかったということだと思います。

では、強い方針をもっていればよかつたのかというと、現実的にはもてなかつたのではないのでしょうか。多民族国家をもういちど構成するのか、イデオロギーをどう考えるのかというところで、私は丸山眞男さんたちをはじめとする当時のインテリの責任が重いと思います。日本国民の問題だけを考へてしまつたのです。新しい国家を構成するうえで、かつての多民族国家を構成する人たちが60万人以上も残っていることについて、ほとんど関心を持たなかつたことが問題だと思います。このことを議論しはじめると長くなつてしまいますので、次の質問に移ります。

この方はおそらく在日外国人の方だと思います。「在日外国人にたいして参政権を与えることによって、日本に何かメリットはあるのか。在日外国人として、いまの日本の政権や日本社会の流れに不安を感じています。私たちの子ども世代は、だれにたいしてもやさしい社会をめざしてほしいと思います」。後半はこの

方の思いですが、前半はいかがでしょうか。在日外国人に参政権を与えることで、日本に何かメリットはあるのかということですか。

金 ● こういう議論はたくさんされます。よくみられるのは、納税額が低い人に参政権は必要ないという主張です。あるいは、戦前は女性には選挙権はありませんでした。だから、選挙権を特権階級にだけしぼるということは、20世紀の中期まで起こっていました。男女平等の選挙制度をつくるさいに、女性に選挙権を与えるメリットとは何かという発想であったり、税金を払うどころか税金を食いつぶしている貧困層に選挙権を渡す必要などないという主張をする人もいます。ですが、こうした議論が全体の主要争点になるかと言えば、なるはずがありません。民主主義はそういうものなのです。

日本の行く末に不安を感じているのは私もそうです。これから日本がどのように進んでゆくのか、市民運動に携わっている私の立場からいうと、よく吟味をして、それに対する代替案をつねに出さないといいけないという気持ちでいます。

小倉 ● 日本の安倍政権は孤立した右派だったけれど、もしもトランプさんが大統領になったら、世界は同じ方向になるかもしれません。そういう可能性はどうですか。

金 ● わかりませんが、トランプさんをみていたら、安倍さんがまじに見えます。(笑) そういう効果はあると思います。

## 移民政策をおろそかにすれば、経済力も競争力も後退する

小倉 ● 政治の議論はここではしないことにして、次の質問者は日本の方だと思います。「諸外国との比較で、アメリカの話も出てきました。アメリカは最初から移民国家ですが、日本はアメリカのような成り立ちではないと思います。ですから、私は排他的な考えではないけれども、アメリカとは違う日本独自の移民政策もしかたがないと思います」。そういう方の意見もあります。

金 ● そうですね。米国は移民国家ですが、日本はたしかに近代になってからは、とくに戦後になってからは移民政策をとっていません。しかし、さきほど小倉先生の話にあつたとおり、戦前はあきらかに移民社会であることを前提にした政策をとっていました。そういう面でいうと、アメリカ型の移民国家ではないけれど、日本独自の文化的な移民国家であつたことは間違いありません。広くさかのぼれば、古代からずっとそうだったし、日本の国土において単一民族のまま変わらずに、交わらずにいた時期はいちどもありません。

そういうことでは、移民政策をとっていかどうかはべつにして、多様性に富んでいたという側面から、日本も内側に多様性を含みこんで歩んできた歴史を持っているのです。

将来について、このまま行くとまちがいがなく現在の経済力は保持できませんので、人口は減ってゆきます。単純に計算しても、2050年ころまでに日本の人口は8千900万まで、落ち込みます。経団連のデータも国連の人口統計部のデータも、だいたい同じ数値です。30年後には現人口を3千万人も下まわるのです。

そうすると、地方都市はものすごく荒廃します。京都市に人口が集中しているけれども、京都市から電

車で30分から40分ほど走ったら、廃墟のようなまち並みが拡がる。そういう時代状況を見越す場合に、かたくなに移民政策をとらないという選択肢があるかと言えば、なかなか難しいでしょう。いつぼう経済が後退してもかまわない、小さくすることで、スケールメリットがあるという選択肢もありかもしれません。でも、そうなるいまの経済水準は守れなくなります。それをどうするのが問われています。

小倉 ● ありがとうございます。私は移民の問題を経済問題として捉えることはあまり好きではありません。ただし、現実問題として金さんのおっしゃることはそのとおりだと思います。

「競争力」ということばは好きではありませんが、強いて使えば、日本の大学が世界のなかで競争力をかろうじて保てるのは、私の実感だと、あとせいぜい10年だと思います。これからは中国や韓国の大学がものすごく競争力をつけて、日本の大学は荒廃します。これは残念ながら、特別に悲観的な観測ではなく、日本の文部科学省の政策と大学というものをめぐる日本社会のまなざしです。こういうことを考えると、たいへん危機的だと思います。

大学によい留學生がこなければ、やはりだめです。こんなことをいうと怒る人もいるかもしれないけれど、日本人の學生は、はつきり申しあげると、だめです。(笑)ひとことでもいいってしまおうと申しわけないですが、意欲がありません。頭が悪いという意味ではなく、意欲がないのです。

韓国や中国の留學生のほうがずっと意欲がある。これはたんにハングリーということばでは説明できなくて、「知」に対する憧憬がぜんぜん違います。しかも、中国や韓国の大学に行くと、キャンパスは広大で、きれいです。留學生が日本にきたら、みすばらしいキャンパスでみんながっかりする。それでもまだかろう



じてアジアの優秀な学生がきてくれるのは、ぎりぎりです。あと10年だと思います。この10年のあいだに文部科学省が何か画期的なことをしないと、日本の大学に留学生はこなくなる。

自然科学関係のノーベル賞の数は、日本がリードしている。中国でも出ていますが、韓国ではまだ一人も出ていません。そういう意味ではまだ評価されているのですが、その実態が、どういふものであるか、中国や韓国側もわかりつつあります。

## 多文化共生の原点は住民自治

小倉 ● 長くなりましたので次の質問です。「地方参政権は必要だと思っていました。生活保護や児童委員など、暮らしに直結することだとはじめてわかりました」。そうですね、金さんはいちばん重要な生活という基盤のところからお話してくださいましたから、とてもよくわかりました。地元からの特区申請に対して、地元のことを何もわからない人が決めていることに矛盾を感じるといふのは、そのとおりだと思います。続きを読みます。「日本国憲法で、権利は国民、義務は住民といふのはひどい対応だと思います。マスコミも教育もふれることがあまりに少なすぎます。人権の教育が遅れています」。

私は、国民の権利と義務が直接に差別につながるのかというのには、議論の余地があると思います。続けますと、「米原町が日本でいちばん最初に行なった取り組みについて聞き逃しました。もういちどお願いし



ます。金先生はハンサムでやわらかな雰囲気です。関係ないところまで読んでしまいました。(笑)米原町のことについてもうちど解説をお願いします。

金 ● 米原町が町村合併にむけて住民投票条例を制定するさいに、定住外国人にもはじめて投票権を与えましたが、それがなぜ実現したのかと言えば、これはひとえに町長の人権意識の高さに尽きると思います。村西俊雄町長は滋賀県庁の職員出身で、財政問題を担当されていたようです。退職間近に米原町長になり、町村合併をめぐる住民投票条例を制定します。住民投票の対象に外国籍の人たちの意見もしっかり含まないといけないのです。

小倉 ● もう少し大きな議論に拡げますと、いまの日本で多文化共生を具体化するには、何に取り組んだらよいのでしょうか。抽象的で答えにくいかもしれませんが、現場で働いておられるので、たくさんヒントがあるように思います。

金 ● 多文化共生とは何か、この問いに最もシンプルに答えるに適切なのは、「住民自治」だと説明しています。多文化共生は外国人との共生にだけ意識がむきがちですが、じつはそれだけではありません。自分で暮らしている地域のことは自分で決めるという自治の基本なのです。これが多文化共生の原点です。

その地域に障害者の作業所がいくつもあつたら、この作業所に通っている人たちのために、道をバリアフリーにしようという発想が生まれます。このまちを子育てしやすいまちにしようと思えば、保育時間の延長、

医療費補助、子育て手当の拡充をしようとなるのです。場合によっては、国の基準を超えて独自施策に取り組むことになるでしょう。住民のそういう意思が反映される社会が実は、多文化共生だと思います。そのことと地方参政権の問題は関わっています。私たちが暮らすまちをよくしようとする作業が、多文化共生の試みだと私は思います。

### 外国籍のまま日本社会に参画する機会を

小倉 ● ありがとうございます。多文化共生はなかなかわかりにくい概念ですが、私は現場の方のお話がいちばん説得力があると思います。

帰化の問題があります。帰化ということばがよいかどうかという議論もありますが、日本国籍を取得することにしているご質問が四つあります。ここでは「帰化」を「日本国籍を取得する」という表現に置き換えて読みます。

「日本国籍を取得することの選択は、在日の方たちはどのように考えておられるのでしょうか。日本国籍を取得すれば、てっとりばやく国政を含む参政権を得られます。何十年も終わりのない議論の結果を待つより早いと思います。在日三世、四世で、生まれも育ちも日本の人でも、やはり日本国籍を取得することには抵抗があるのでしょうか」。さきほど金さんが指摘してくださった、各国での参政権付与の事例は、すべて地

方参政権についてです。国政の参政権はどの国でも与えられていません。日本で延々と議論をしているのは地方参政権の問題です。それならば、日本国籍をとれば国政も含めて、先週の鄭大均先生のことばでいえば、「日本のフルメンバー」として、すべての権利を行使できるわけです。このところをどうお考えになるかということです。

金 ● 国籍選択の自由は、基本的人権のひとつです。近代社会における人権の概念のなかには、国籍を取得する権利、自由に変える権利があります。この国籍選択の自由を議論するさいに、忘れてはいけないことが一つあります。まず、出身国から居住国に国籍を変える選択の自由が重視されます。私の場合は居住国が日本ですから、韓国籍をやめて日本国籍を取るという選択です。これになんら妨げがあつてはいけません。いっぽうで、出身国の国籍をずっと持ち続ける自由も認められないといけません。韓国出身の私が韓国籍を持ったまま日本で生きてゆくという自由です。もちろん、外国籍と内国籍とのあいだで格差が生まれることは、しかたがない側面はあります。しかし、国際人権の観点にたてば、内外人平等の原理を追求する努力を日本社会も国際社会もやめてはいけないと思います。

鄭大均先生が主張されるように「フルメンバーで、日本社会でしっかりポジションをつかんで」という意見には賛成です。でも、国籍を変えないとこの社会のフルメンバーにはなれないという点には、議論の余地がありますが、私のことばで言うならば、現状の日本社会から、より開かれた社会にしていくためにも、国籍の違いによる制限を最小化していくことが大事です。

私は国籍を変える意思があるかといわれると、変える意思はありません。では何をめざすのか。この外



国籍のまま、日本のメインストリームに一步でも近づいていこうと考えています。そうすることで、出身国の国籍を持って生きる人たちの生きる領域が広がる。私たちのような先行組がその役割を担わなければならないと思っています。日本国籍をとって国会議員や裁判所に入っていたきたい人はたくさんいます。私はそれを他者に委ね、頑固に外国籍のままがんばってみようと考えています。

小倉 ● 金さんは日本の国政選挙権はあまり関心がないわけですか。  
金 ● 投票はしたいです。したいけれども、いっぽうで参政権が投票権に特化されてしまうことがよいのでしょうか。私はありがたいことに、発信する機会をいただいています。講演会に呼ばれたり、マスメディアに出たりすることで、現状の政治に対する憂いを語ったり、よびかけたりすることができます。こうしたことをとおして、私は国政に参画させていただいていると思っています。そういう役割をていねいに担ってゆくことは、たいへんだいじだと思っています。

小倉 ● みなさんご存じですか。日韓関係のいろいろな問題が起こ

ると、新聞でかならず金光敏さんの名前が出ています。ほとんどかならず「コリアNGOセンター事務局長の金さんが話した」というふうに出ています。日本社会に影響力がある金先生のような人の声が日本社会を変えてゆくのはよいのですが、権利を行使して、たとえば国会議員を選んだり国会議員になったりするのは、また少し事情が違うように思います。

## 重国籍を認めない日本の国籍法の限界

小倉 ● 先週の講師の鄭大均先生は「国籍選択権」ということをおっしゃいました。日本国籍を取得する手続きの段階で、在日としてのプライドを傷つけられることがあります。ですから、もつと簡単に日本国籍を選べるようにしようと。しかし、日本国籍を選びたくない人ももちろんいる。そういう人たちの気持ちや権利を重要視しなくてはいけないから、そういう人たちには地方参政権を行使してもらおう。こういうことがいちばんよいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

金 ● 私は前提として日本の国籍法は変えるべきだと思っています。現在の国籍法は現状に即していません。どう変えるべきかという点、重国籍を認めなくてはなりません。現行の国籍法では、ほかの国籍を持つていると、日本国籍をもてません。日本国籍を持つならばほかの国籍を放棄しなくてはなりません。複数国籍を認めていない国もたくさんありますが、日本のような経済規模や国際的なポジションでいえば、きわめて

まればす。

アメリカやヨーロッパなどのOECD加盟国の大半は重国籍を認めています。つまり、複数の国にまたがって生きることを認めている国のほうが多くなっています。これが時代の趨勢ではないかと思えます。複数の国籍を持つことと、複数の国で在留資格を持って暮らしてゆくという人びとの存在を前提にした社会づくりをどのように実現していくのか問われています。日本は血統主義です。日本国籍を持つ子にのみ国籍が与えられるから、たいへん幅がせまいです。そこはやはり変えなくてははいけないと思えます。

小倉 ●日本のまわりの国際情勢に影響されたことも大きいと思います。しかし、だいたい安定してきました。

在日の国籍や参政権の問題は、日本にいる在日の団体と関わりがあります。大韓民国側の民団（在日本大韓国民団）と、朝鮮民主主義人民共和国側の朝鮮総連（在日本朝鮮人総聯合会）とでは、考えがまったく違います。民団は参政権を与えろという。朝鮮総連は日本に同化することになりますから、参政権はぜったいに拒否するという。日本国籍を取る者は裏切り者だという扱いをされた時代がずっとあります。

とはいえ、その議論に巻き込まれすぎると、日本側の方針をたてられない。日本側は主体的に整理して、日本の方針はこうだと示さないと、在日の人たちが翻弄されてしまう。在日の人たちだって、民団や総連のいつていることにすべて賛成なわけではないのです。一人ひとりが考えたいのです。

次は、事実に関する質問です。「他国の戦後処理における国籍選択と、日本の帰化、国籍の問題にはどのような要件や条件の違いがあるのでしょうか」。さきほどの話のくり返しになります。この点はいかがでしょう。



金 ● 日本国憲法は最高法規で、その下に各法があり、そのなかで国民の範囲を決めているのは国籍法です。国籍法のない国はありません。すべての近代国家は国籍法を設けています。この国籍法の規定でどういう人びとを国民の範囲とするのかを定めています。たとえばイギリスは、「イギリス連邦に入っている人はみんな国民です」と規定しています。アメリカの場合は、たとえ1センチでも10センチでも、アメリカ領内で生まれた子は自動的にアメリカ国籍が与えられます。国によって、国家とはなんぞやという捉え方の違いが国民の範囲に反映されています。

小倉 ● ありがとうございます。ほかに、感想のような意見をたくさんいただきました。時間も限られていますので、さしこに私から一つだけ質問をさせていただきます。生野区の民生委員と児童委員の話が出ましたが、日本国籍を持つ人でなければ選出できないということは、もとは在日の方でも日本国籍をとれば委員に選ばれることもあるのでしょうか。

金 ● 現在、帰化した人が民生委員や児童委員をしているケースがあるかどうかはわかりませんが、過去の事例としてはあったかもしれません。それは生野区だけでなく、ほかの地域でも同じだと思います。

民生委員や児童委員だけでなく、日本国籍に変えて地方議員になった人もいますし、国会議員のなかにもかつては外国籍だけど、国籍を変えて国会議員になった人もいます。韓国系の国会議員で白眞勲はくしんさんという人が民進党に所属していますが、彼は韓国籍から日本国籍に変えて議員になりました。そういう事例があるにはあります。

小倉 ● 私も、金とか李という名前で、日本社会に参画するのはよいことだと思います。そのためには、「日



本社会をこうする」という日本側の主体性が必要だと思えます。それはわれわれの責任です。日本の主体性という右翼のように感じるかもしれませんが、そうではなく、より開かれた社会でどうすればよいかをわれわれが考えなくてはいけない。そのためには、たくさんの多様な声をたくさん聞かなければならないと思います。

ほかにもご質問があったのですが、申し訳ありませんが、すべてにお答えすることができずに、時間になつてしまいました。金光敏さん、今日は貴重なお話をありがとうございました。

金●ありがとうございます。

(拍手)

司会●みなさん、今日はお集まりいただきありがとうございます。それではこれで「チョゴリときもの」の第23回のフォーラムを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。(了)



## あとがき

第23回フォーラム・ステージⅡ3回目は、「参政権」をテーマに2名の講師からお話を伺いました。これまでのフォーラム同様、いずれかの意見の正誤を決定することなく、また定めた地点に導くものではありませんが、在日コリアン、元韓国籍者がいかに多様な意見を持ち、今を生活していらっしやるかを改めて教えていただける時間となりました。

外国籍者の「参政権」は、当然ながら単に選挙の投票権や被選挙権そのものだけを切り取って語ることはできません。特に在日コリアン（永住者）の「参政権」については、その存在の歴史的経緯や「国籍選択」の課題、また日本社会の構造的要因や、在日社会を含む日本社会の変化など、複雑な要素が含まれます。併せて、時間の経過と共に新たな歴史解釈も発表され、その判断も重要になってきています。

これまで23年間に幾度か同様のテーマを取り上げ、その時の「今」を生きる方々から様々なお考えや意見を伺ってまいりました。そして今回の二名の講演者のお話は、またそれらとは全く違った視点からのものとなりました。国籍を変えて日本社会のフルメンバーとして生きる。まちづくりの視点から、一緒に生活する日本社会をよりよいものにしていくことを目的として外国籍者として「参政権」を考える。そこにはいづ

れも、世界の中の日本を直視し、歩む道を選択された結果としての「今」があります。

多文化共生の概念は簡単に説明できるものではありません。しかし多様な意見を聴き、共に考える糸口を持つことで、そこから生まれた意識を共有・発信することができます。その一人ひとりの意識の発信こそ、より豊かな「共に生きる」社会であるための実践となるのかもしれない。

今回2回に亘りお話しいただきました鄭大均様、金光敏様、進行役の小倉先生、そして、熱心にお聴きいただき、ご質問・ご意見を賜りました参加者の皆様に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

公益財団法人京都市国際交流協会 事業課

岡村敦子／村井繁光

